



答 申 書

出雲市消防団における団員確保及び
組織編成などの諸課題解決に向けた検討

令和5年(2023)2月6日

出雲市消防団改革推進委員会

— 目 次 —

	ページ
はじめに	1
I 消防団員確保等に関すること	3
1. 適正な報酬・手当	3
2. 団員の負担軽減	3
(1) 消防団の訓練のあり方	
(2) 各種行事の見直し	
(3) 団員の事務負担軽減	
3. 魅力的な団活動	6
4. 地域、雇用者の理解・協力	6
(1) 地域の理解と協力	
(2) 雇用者の理解と協力	
5. 戦略的広報活動	7
(1) 消防団員の加入促進広報	
(2) 将来の担い手育成	
6. その他	9
(1) 装備の充実	
(2) 共済制度の充実	
(3) 消防団応援事業の充実	
II 消防団組織の将来のあり方について	10
1. 地域防災力を考慮した組織再編	10
(1) 組織の構成	
(2) 基本団員の定員数の見直し	
(3) 大規模災害対応団員の編成	
(4) 分団相互応援体制の確保	
(5) 地域防災との連携	
2. 機能別消防団員制度の推進と女性消防団員の拡充	12
(1) その他の機能別消防団員について	
(2) 女性消防団員の拡充	
おわりに	14
諮問書	15
出雲市消防団改革推進委員会委員及び助言者名簿	16
委員会の開催状況	17

別添 1：答申書（中間答申）～出雲市消防団の適正な報酬・手当について～（写）

別添 2：資料

はじめに

出雲市消防団を取り巻く諸課題の解決、出雲市消防団の将来のあり方を検討するため、第三者を含めた委員で構成した「出雲市消防団改革推進委員会」を設置し、令和3年8月4日、出雲市長から当委員会に対し、出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決のため、次の事項について諮問を受け、令和4年度末を目途に答申することとなる。

1. 消防団員確保等に関すること
2. 消防団組織の将来のあり方について

そこで当委員会は、「1. 消防団員確保等に関すること」を、

- (1) 適正な報酬・手当
- (2) 団員の負担軽減
- (3) 魅力的な団活動
- (4) 地域、雇用者の理解・協力
- (5) 戦略的広報活動

「2. 消防団組織の将来のあり方について」を、

- (1) 地域防災力を考慮した組織再編
- (2) 機能別消防団員制度の推進と女性消防団員の拡充

に細分化し検討することとした。

本市の消防団員数は年々減少している。令和4年4月1日現在では、1,841人の定員数に対して実員数は1,654人であり、定員数に比べ187人の減、充足率は89.8パーセントとなっている。これは、少子高齢化や被雇用者人口の増加などの社会情勢の影響と考えられる。一方、災害が多様化、激甚化している中で消防団に求められる役割も変化してきている。この現状において諸課題を検討するうえで、団員の労苦に報いるための適切な処遇、時代にあった組織の形、より幅広い団員確保策を検討するべきであるとの考えのもと、当委員会を設置した一昨年8月から本年1月まで9回にわたる議論を行ってきた。

当委員会においては、はじめに、「適正な報酬・手当」について検討することとし、年額報酬額、出場報酬額、報酬等の支給方法、消防団の運営に必要な経費について方向性の意見をまとめ、令和3年11月29日に市長に対し中間答申を

提出した。

その後、残る事項について、引き続き議論を深めてきた。会議は、消防行政を専門とした大学教授を交え、全国的な動向について助言を受けながら、本市の消防団の出場状況、活動内容、各地区の人口、年齢構成、自治会加入率、将来の人口推計、また、消防団員へのアンケート調査結果を参考として議論を進めてきた。その結果、出雲市消防団の改革として取り組むべき方向性について合意を得たので、ここに答申書（最終答申）を取りまとめたところである。

I 消防団員確保等に関すること

消防団員確保に当たり取り組むべき事項を次のとおりとする。

1. 適正な報酬・手当

令和3年4月に消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が策定され、各市町村に対し通知された。この通知は、年額報酬及び出場報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上などが取りまとめられ、その適用を令和4年4月1日とし、各市町村に対して、消防団員の処遇改善等について積極的な取り組みを行うよう助言されたものである。

これにより、団員の報酬・手当等に関する改善について、早急に方向性を示す必要があることから、「適正な報酬・手当」について最優先に検討し、令和3年11月29日、市長に対し答申書（中間答申）を提出した。

その内容については、別添1「答申書（中間答申）～出雲市消防団の適正な報酬・手当について～（写）」を参照されたい。

2. 団員の負担軽減

(1) 消防団の訓練のあり方

ア 実災害に即した知識・技能の習得、地域特性に応じた災害対応を目的とした訓練について充実を図る。一方で競技に特化した消防操法訓練については、団員の負担軽減を図る観点から見直しを行うこと。

近年は豪雨災害などの自然災害において、消防団員による住民の避難誘導や救助活動など、消防団の果たす役割は多様化している。また、それぞれの地域における災害対応の様相は一律ではなく、消防団は地域特性に応じた災害対応能力を持つことが必要である。

現状の消防団の災害対応訓練は、消防操法訓練に費やす時間が非常に多い。消防操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、出雲市消防団においても長年継続して取り組まれており、その成果は決して小さいものではない。

半面、消防操法大会が毎年開催され、勝敗を競うという性格から、長期間にわたって練習を繰り返す必要が生じ、団員及びその家族

の負担は大きなものがあった。また、こうした負担感は、消防団への加入をためらう要因のひとつともなってきた。

消防団の訓練は、「実務的な初期消火能力の保持」そして「地域の課題に適合した災害対応訓練の充実」が、「競技に特化した操法訓練」よりも優先されるべきであり、実災害に即した知識・技能の習得、地域特性に応じた災害対応を目的とした訓練について充実を図ることが必要である。

消防操法訓練は、さまざまな訓練の選択肢のひとつとして位置づけられるべきであり、基礎訓練としては必要なものである。ただし、基本的な消防技術の習得という本来の意義に則り行うこととし、競技性を重視した過度な訓練とならぬよう徹底し、団員の負担軽減に配慮した訓練のあり方に見直すことが必要である。

イ 消防操法大会への参加隊数及び選出方法を見直すこと。

島根県消防操法大会へは、小型ポンプの部に出雲市消防団から毎年4隊が参加しており、県内市町村の中で最も多い参加隊数である。これは市町合併以前の参加枠で合併後もそのまま継続して参加しているものである。

前記「ア」のとおり、実務に即した訓練の充実を図る中、操法大会に向けた訓練の団員にかかる負担軽減を考慮すると、本市からの参加隊数は削減に向けて見直すことが望ましい。

出雲市消防団から県操法大会へ参加する隊の選出方法は、多くの方面隊が分団単位での輪番制としている中、出雲4方面隊においては、16分団対抗による予選会を実施している。毎年、長期間にわたり、仕事帰りの夕方から訓練を行うことは、体力的及び拘束時間において、団員にかかる負担は非常に大きい。このことから、予選会の廃止など、他の選出方法に見直すことが適当である。

(2) 各種行事の見直し

各種行事について、団員の負担軽減を図るため、内容のスリム化や参加団員の分散化など、方法を見直していくこと。

消防団は、災害対応のほか、年間を通じて各種訓練、警戒巡回、ポンプ点検、火災予防活動など数多くの業務があるうえ、出初式や地域イベントへの参加など、休日に開催される行事も多い。団員本人の負担はもちろん、家族等との大切な時間を大きく削っているという面でも改善するべきと考える。

出初式については、市全体で行う 1,000 人規模の出雲市消防出初式、各地域で行う方面隊出初式の二つを同日に連続で行っており、長時間にわたる参加は団員の大きな負担となっている。

その他の行事も含め、内容や参加人数などを見直し、スリム化を図り、団員個々の負担を軽減していくことが必要である。

(3) 団員の事務負担軽減

団員の事務負担軽減を図るため、消防団事務のデジタル化を推進すること。

現在、消防団事務の多くを、電話連絡や足を運んでの書類のやり取りで行っている。特に分団長や部長の平時の業務として多くの時間を費やしており、その負担は非常に大きい。

近年はデジタル化が進み、消防団活動に特化した便利機能を持つアプリ（アプリケーションソフトウェア）が開発されている。災害活動時の出場要請、人員管理や情報共有等にも役立つものであるが、平時の業務連絡や報告事務もアプリを使用することで相当な負担軽減が見込まれることから、このようなデジタル技術を積極的に取り入れていくことが必要である。

3. 魅力的な団活動

魅力ある団活動とするため、団員個々の知識・技能の習得に必要な教育の充実を図ること。

消防団への新規入団者を確保するためには、魅力ある消防団を作り上げていくことが肝要である。

アンケートの中で団員からは、現場に役立つ知識、技能をもっと身につけたいという要望が多い。こうした声に応え、災害時に役立つ知識・技能を習得し、「人々の役に立つことができる。」というやりがいを感じることで、消防団活動の魅力となり得る。

そのためには、戦術を含めた火災防御訓練、災害時の行動スキルの向上を目的に行う図上訓練、頻発する水害への対応として水防工法や避難誘導訓練、安全管理、震災対応、風水害対応のマニュアル研修、応急手当講習など、専門的な知識・技能の習得に向けた教育が必要である。これらの教育計画、指導、助言について消防本部と市の防災行政機関が、積極的に携わり取り組んでいくことが必要である。

4. 地域、雇用者の理解・協力

(1) 地域の理解と協力

消防団活動に対する市民の認識・理解を得るため、地域活動に積極的に参加すること。

消防団員を確保するためには、消防団に対する地域の理解と協力が不可欠である。そのためには、まず、地域に認められる消防団にならなければならない。

災害時に限らず、平時においても、地区防災訓練の参加はもとより、自治会や広く一般に向けた防火教室、小中学生など将来の消防団員を対象とした防災教室などに消防団員が積極的に関わることにより、地域の防災リーダー的存在としての信頼や尊敬を得ることができると考えられる。

また、地域住民にとっても身近な頼りになる存在として、消防団

への協力、参画への関心を高めることによって、今後の団員確保に繋がるものと考えられる。

(2) 雇用者の理解と協力

企業や事業所等に対し消防団活動への協力と理解を働きかけるとともに、消防団協力事業所について市民に広くPRすること。

消防団員の約8割が被雇用者という状況の中、被雇用者が入団しやすく、かつ団員として活動しやすい環境の整備が必要であり、企業や事業所に対し、消防団活動への理解と協力を働きかけていくことが必要である。

本市では、「消防団協力事業所表示制度」を導入している。本制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が、事業所の社会貢献として広く認められるものである。この制度を更に推進していくことはもちろん、市は、あらゆる媒体を通じて、消防団協力事業所について従来以上に市民に広くPRすることで、事業所のイメージアップとしての効果となり、ひいては事業所の消防団に対する一層の協力に繋がると考える。

5. 戦略的広報活動

(1) 消防団員の加入促進広報

ア 消防団員になることへのメリットを掲げ、消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が正確に伝わるような広報を行うこと。

消防団員のなりてとして期待される若い世代は、自分の知識や技能を向上させたいという自己啓発意識が高い傾向にある。自らの能力向上という目的にも魅力を感じていただけるよう、「消防団員になることによって、災害から自らの命や大切な人の命を守るためのスキルを身につけることができる。」というメリットを掲げて広報を行うことが効果的であると考えられる。

また、消防団の存在意義、活動内容、活躍した事例、団員の声、報酬や補償内容など、やりがいや処遇、安心して入団していただく

情報を分かりやすく伝えていくことが新規入団者の確保に繋がるものとする。

イ 幅広い住民の入団促進を行うため、それぞれの対象に的を絞った広報を行うこと。

全住民に対して一律の漠然とした広報活動では、それぞれの対象にそれぞれの魅力は伝わらない。

消防団員確保に必要な広報内容は、若い世代、女性、事業所、自治会など、それぞれの対象によってメリットやニーズに違いがある。消防団の重要性とともに、それぞれの対象に的を絞った広報をしていくことで、魅力がより分かりやすく伝わるものとする。

現代の若い世代の主な情報入手手段はSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）であることを踏まえ、入団促進広報にはSNSを積極的に活用するとともに、オンライン入団フォームを整備することも入団促進に向けた選択肢の一つとして有効であると考えられる。

ウ 消防団のイメージアップを図ること。

広報誌やリーフレット、ホームページなどの広報について、まず、人の目に留まらなければ意味を成さない。出雲市消防団のオリジナリティーに富んだ、また、魅力を強調した、シンプルで好感の持てるデザインとし、市民の目を惹くものにする。

また、動画などを作成し災害活動や普段の様子が十分に伝わるように工夫する必要がある。

(2) 将来の担い手育成

将来の消防団の担い手を育成するため、子どもの頃からの防災教育の充実を図ること。

地域防災力の向上のためには、子どもの頃から防災への関心を持ち、自助、共助、地域防災の大切さを学ぶことが重要である。その中で消防団の役割や活躍、重要性を知ること、将来の消防団の担い手育成としての効果も期待される。

そのためには、消防本部と教育機関が連携を図りながら、小学校

等での防災教育の実現に向け、積極的に取り組んでいく必要がある。また、こうした場に消防団員も参加することで、地域の実情に応じた教育ができると考える。

6. その他

(1) 装備の充実

団員が安全に活動するために必要な装備については、市において適切に配備すること。

消防団の役割の多様化に伴い、団員の安全装備の配備など、活動内容に応じた装備を充実させることは市の責務である。現状、国の示す「消防団の装備の基準」と比べ本市の消防団装備は不十分である。市は、消防団に求める役割に見合う装備を計画的に配備していく必要がある。

(2) 補償制度の充実

団員が安心して災害活動を行うことができるよう、市は団員に対する補償制度の充実を図ること。

出雲市では、消防団員の補償制度として公務損害補償がある。そのほか、団員が加入する日本消防協会の消防団員等福祉共済の掛金の半額を公金負担し、万一の補償が図られているところである。

急を要する消防団の活動のために、やむを得ず、自家用自動車を使用し、その自動車に損害が生じた場合、国においては、その損害を補償するマイカー共済制度を推奨している。

原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうためには、市において共済加入し、これを補償することが適当である。また、このような補償制度を充実させることは、消防団員の確保、定着力の向上に繋がると考える。

(3) 消防団応援事業の充実

消防団員を応援する「しまね消防団員さんさんクラブ」への団員の入会促進と、本市独自の消防団応援事業の実現に向けた検討を行うこと。

消防団員を応援することを目的に、島根県消防協会と山陰中央新報社の協賛事業として、「しまね消防団員さんさんクラブ事業」が行われている。これは、このクラブに入会している県内の消防団員が、民間の協賛店で会員証を提示することにより、割引や優待サービスが受けられるものである。また、店によってはグループでサービスが受けられるものもあり、団員の家族にもうれしい事業である。

団員ならではの特典を設けることは、団員確保の観点においても有効であると考えられる。今まで以上に入会を促進していくとともに、市内の店舗に対し協力を働きかけ、この消防団応援事業をより充実させていくことが必要である。

また、本市としても公共施設利用料の補助など、市独自の消防団応援事業の実現に向けた検討をしていくこと。

II 消防団組織の将来のあり方について

消防団の定員数確保がすでに困難になりつつある。さらに地域の実情及び将来の人口推計から、現在の定員数を維持することは困難であり、定員数の見直しは必要である。

しかし、定員数の見直しが、直ちに災害対応力の低下に繋がることのないよう、対応力を維持または強化する形での編成が必要である。

1. 地域防災力を考慮した組織再編

出雲市消防団の組織を、次の方針に従い再編すること。

(1) 組織の構成

出雲市消防団は、次の団員をもって構成する。

ア 火災等をはじめ全ての災害に出場し、また、全ての団活動に従事する団員（以下、「基本団員」という。）

イ 地震・風水害等の大規模災害に出場し活動する団員（以下、「大規模災害対応団員」という。）

ウ その他の機能別団員

(2) 基本団員の定員数の見直し

基本団員の定員数は、一定の基準を設け見直しを行う。

消防団は、かつては火災時の初期消火対応を担っていた。しかし居住地以外に就労する団員が増加し、火災等への即応は困難になりつつある。併せて常備消防の強化により、火災時の消防団の役割は、初期消火から常備消防の支援活動へと変化してきている。これに対して、現在の定員数は、累次の再編を経て今日に至っているものの、初期消火を担っていた組織体制を基本としている。平成 23 年に定員数の見直しがなされ、地区コミュニティセンター単位で、各分団 2 部、1 部あたりの団員数 12 名を基準としながら、地区の特性によって増減することとした結果、定員数は基準を大きく上回っている。

火災時における団員の出場実績は、直近数年においては 600 人から 700 人台であり、およそ年 1 回火災出場する団員は、全団員の 4 割程度である。

(3) 大規模災害対応団員の編成

地震風水害等大規模災害発生時の対応力強化のため、地域別の特性を考慮したうえで、基本団員とは別に大規模災害時に活動する団員を確保すること。

基本団員の定員数見直しにより、火災への対応力は確保される見通しであるが、地震風水害等の大規模災害時には、できるだけ多くの団員が活動に従事することが必要である。

このため、土砂災害や河川氾濫等の危険性を考慮した大規模災害対応団員の定員数を定める必要がある。

(4) 分団相互応援体制の確保

災害の発生状況に応じ、当該分団だけではなく、隣接分団及び方面隊へも出場を要請することにより、地域相互の応援体制を確立する。また、応援体制を整えるため、隣接分団及び方面隊での合同訓練・研修等を実施すること。

団員のサラリーマン化により、就労中の出場が困難、また居住地以外で就労する団員が増え、緊急出場時に即座に応招できる団員が少ない傾向にある。このため、今後、複数分団及び方面隊が連携した活動が必要と考える。

(5) 地域防災との連携

市の防災行政機関と消防本部が連携し、災害対応時の地域防災と消防団の協力体制を強化しておくこと。

地震、風水害等の災害が発生した場合、各地区に開設される地区災害対策本部と消防団（水害時は水防団として活動）は、連携した活動が求められる。その体制強化については、市の防災行政機関と消防本部が連携、協力してこれにあたるものとする。

2. 機能別消防団員制度の推進と女性消防団員の拡充

(1) その他の機能別消防団員について

ア 多様な住民が消防団活動に参画できるよう、個人の得意分野を活かした、また、事情に応じて特定の活動のみ行える機能別消防団員制度を積極的に推進していくこと。

少子高齢化、団員のサラリーマン化などにより団員確保が困難となっている現状を踏まえ、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する機能別団員は、専門的技術を生かした活動や幅広い住民の参加により、消防団の活動を補完する役割を期待される。

イ 導入を進めるべき機能別団員について、次のものを参考とすること。

① 外国人対応を行う機能別団員（外国人を含む）

出雲市の外国人住民数は県内市町村で最も多く約 5,000 人であり、この多くの外国人が異国での災害発生時に混乱することも考

えられる。外国人を担当する消防団員がいることで、外国人を対象とした防火防災研修や応急手当の普及啓発活動、実災害時の避難に係る外国人対応などに活かせると考える。

なお、通訳のできる外国人を含めて採用することにより、外国人コミュニティを介した防災への関心や安心感が与えられるものと考えられる。

② 個人の特殊技能を災害時の救助活動に活かす機能別団員

土砂災害、建物倒壊現場等における救助活動には重機が必要となる場面があり、常備消防の救助隊と連携した活動が必要となるため、重機を扱える技能を持った団員を機能別団員として導入する。また、無人航空機（ドローン）の操作資格を持った団員により、災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索等の活動を行うことができる。

このような個人の特殊技能を活かし、専門的な活動を行う機能別団員を導入することによって、安全、迅速な救助活動を行うことができる。

③ 火災予防、消防団PR等の広報活動及び応急手当普及活動等を専門として行う機能別団員

事情により災害への即応対応が困難な人も、火災予防活動や広報、応急手当の普及活動など、時間と役割を限定することにより消防団活動に参加できる。また、役割を分担することにより基本団員の負担軽減にも繋がると考える。

(2) 女性消防団員の拡充

消防団員のなりて不足が進む中、消防団活動に必要な団員数を維持するためには、男性はもとより女性団員を拡充すること。

ア 女性団員の採用を推進するとともに、その活躍について広く市民に周知すること。

女性団員が、消防団活動を展開することにより、幅広い年齢層への防災意識の高揚と、より地域に密接した消防団の姿が期待される。

女性団員は分団に所属し男性団員と同じく災害対応活動等を行う団員のほか、消防団本部女性部に所属し各種イベントのスタッフ、火災予防活動や住民を対象とした応急手当普及活動等を行う団員がおり、幅広い分野で活躍している。しかし、このことが市民にあまり認知されていない。女性団員の拡充のためには、まずは、女性団員の活躍を広く市民にPRすることが必要である。

イ 女性団員が活動しやすい環境を整備すること。

「女性消防団員活躍のためのガイドライン」(別添2:資料13参照)を基に、常備消防及び消防団全体で、災害現場のほか各種消防団活動で女性が活躍できる環境づくりに努める必要がある。

また、今までほとんどが男性団員であったことから、消防団活動の拠点となるコミュニティ消防センターには女性用の設備がない。今後、女性用トイレや更衣室など、女性が活動しやすい環境を整備していくことが必要である。

おわりに

出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決に向けた検討を行うため、令和3年8月に設置された当委員会は、本答申をもって、諮問を受けた事項についての審議を完了する。

消防団を取り巻く社会環境が変化する中、出雲市消防団が今後も将来にわたって市民の安全・安心を支え続けていくために、当委員会ではこれまでになく踏み込んだ内容を議論してきたところであり、その旨をご理解いただきたい。

最後に、当委員会の審議に対してなされた各位のご協力に心から感謝の意を表するとともに、当委員会の提言が、出雲市消防団に必要な改革の実現に寄与することを祈念する。

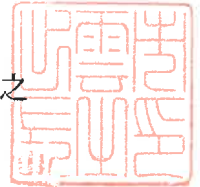
(写)

警 防 第 4 1 5 号
令和3年(2021)8月4日

出雲市消防団改革推進委員会

委員長 森山靖夫 様

出雲市長 飯塚 俊 之



出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの
諸課題解決に向けた検討について (諮問)

本市では、安全・安心のまちづくりに資することを目的とし、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組んでいます。

一方で、出雲市消防団を取り巻く主な課題として、なりて不足が挙げられます。この背景には、少子高齢化、被用者人口の増加など社会情勢が大きく関わり、また、世帯構成の変化、集合住宅居住者の増加、自治会加入率の低下など地域環境も大きく関わっており、こうした動向に影響される消防団の将来像を地域全体で検討していく必要があります。

つきましては、出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決に向けた検討、並びに将来のあり方について、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 消防団員確保等に関する事
- 2 消防団組織の将来のあり方について

出雲市消防団改革推進委員会 委員及び助言者名簿

役 職	氏 名 (敬称略)	組 織 ・ 役 職 等
委 員 長	森山 靖夫	元出雲市消防長
副委員長	亀滝 和利	元出雲市消防団副団長
委 員 (50音順)	石飛 孝夫	出雲市消防団副団長
"	大場 利信	出雲市議会議員
"	小村 貞雄	元出雲地域自治協会連絡協議会会長
"	佐藤 康弘	JAしまね出雲地区本部企画総務部総務課長
"	高橋 義孝	斐川地域自治協会連合会会長
"	竹田 豊	出雲市消防長
"	中尾 留美	消防団員の家族
"	錦織 孝司	出雲市消防団今市分団長
"	本郷 創也	出雲市消防団平田第4方面隊長
"	水師 幸夫	大社地域自治協会連合会会長
"	森山 賢次	防災安全部次長兼防災安全課長
"	森脇 都多江	出雲市男女共同参画センター所長
"	山岡 尚	出雲商工会議所専務理事
助 言 者	永田 尚三	関西大学社会安全学部教授

委員会の開催状況

会議	開催日	会場	主な内容(議題)
第1回	令和3年8月4日(水)	庁議室	委嘱状交付 諮問書の交付 委員会の目的と検討事項について 出雲市消防団の現況について
第2回	令和3年9月28日(火)	消防本部	消防団員の適正な報酬・手当について
第3回	令和3年11月11日(木)	消防本部	消防団員の適正な報酬・手当について 中間答申(案)について 消防団組織の将来のあり方について
第4回	令和4年3月15日(火)	消防本部	消防団組織の将来のあり方について
第5回	令和4年5月26日(木)	消防本部	消防団組織の将来のあり方について
第6回	令和4年7月28日(木)	消防本部	消防団組織の将来のあり方について
第7回	令和4年10月3日(月)	消防本部	消防団組織の将来のあり方について 消防団員確保等に関する事
第8回	令和4年11月16日(水)	消防本部	消防団員確保等に関する事
第9回	令和5年1月12日(木)	消防本部	最終答申(案)について



答 申 書

(中間答申)

～出雲市消防団の適正な報酬・手当について～

令和3年(2021)11月29日

出雲市消防団改革推進委員会

— 目 次 —

	ページ
I はじめに	1
II 適正な報酬・手当について	3
1. 消防団員の年額報酬について	3
(1) 「団員」階級の年額報酬の改定について	
(2) 「団員」より上位の階級の者の年額報酬の改定について	
2. 消防団員の出場手当について	4
(1) 出場手当の位置付けについて	
(2) 出場報酬の改定について	
3. 報酬等の支給方法について	5
4. 消防団の運営に必要な経費について	6
5. 報酬額改定等の時期について	6
(1) 年額報酬額及び出場報酬額改定の時期について	
(2) 報酬等の直接支給及び 消防団の運営費予算措置の実施時期について	
III 今後の検討事項	7
 〔附属資料〕	
1. 諮問書（写）	8
2. 出雲市消防団改革推進委員会委員及び助言者名簿	9
3. 委員会の開催状況	10
4. 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」 （令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知）	11
5. 他市町村との報酬額比較表	16
6. 消防団員の報酬引き上げに係る予算額の試算	17

I はじめに

出雲市消防団を取り巻く諸課題の解決、出雲市消防団の将来のあり方を検討するため、第三者を含めた委員で構成した「出雲市消防団改革推進委員会」を設置、令和3年8月4日、出雲市長から当委員会に対し、出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決のため、次の事項について諮問を受け、令和4年度末を目途に答申することとなる。

1. 消防団員確保等に関する事
2. 消防団組織の将来のあり方について

そこで当委員会は、「1. 消防団員確保等に関する事」を、

- (1) 適正な報酬・手当
- (2) 団員の負担軽減
- (3) 魅力的な団活動
- (4) 雇用者、地域の理解・協力
- (5) 戦略的広報活動

「2. 消防団組織の将来のあり方について」を、

- (1) 地域防災力を考慮した組織再編
- (2) 機能別消防団員、外国人消防団員、学生消防団員の創設と女性消防団員の拡充

に細分化し検討することとした。

他方、本年4月に消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下、「国の基準」という。）が策定され、各市町村に対し通知された。この通知は、年額報酬及び出場報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上などが取りまとめられ、その適用を令和4年4月1日とし、市町村に対して、消防団員の処遇改善等について積極的な取り組みを行うよう助言されたものである。

これにより、消防団員の報酬・手当等に関する改善について、令和3年度中に方向性を示す必要があることから、「1. 消防団員確保等に関する事」のうち、(1)適正な報酬・手当について最優先に検討することとする。会議は、消防行政を専門とした大学教授を交え、全国的な動向について助言を受けながら進行する。

地域住民の安全・安心を守るため災害活動を行われるものに対して、相応の処遇をすべきであるという考えのもと、本年8月から11月まで3回にわたる議論を通じ、一定の方向性について合意を得たので、ここに答申書（中間答申）を取りまとめたところである。

Ⅱ 適正な報酬・手当について

報酬等の処遇改善については、団員本人のモチベーションの向上に繋がり、今後の加入促進にも好影響が期待できる。また、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠であると考える。

1. 消防団員の年額報酬について

本市の消防団員各階級の年額報酬の額（現行）は、次のとおりである。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬(円)	70,000	50,000	38,000	29,000	25,000	22,000	17,500

「国の基準」では、年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

(1) 「団員」階級の年額報酬の改定について

「団員」階級の年額報酬額を現行の17,500円から、36,500円に改めることが適当である。

【理由】

- ① 本市の年額報酬額は、他各市町村の金額と比較して低い。
- ② 発災時に直ちに出場する即応体制をとるため、また、消防団員という身分を持つことに対する日常的な心構えに相応する金額として、「国の基準」で示す36,500円は妥当である。

(2) 「団員」より上位の階級の者の年額報酬の改定について

「団員」より上位の階級の者の年額報酬額を、次に示す金額を基準として改めることが適当である。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬(円)	80,000	65,000	50,000	43,000	40,000	37,000	36,500

【理由】

- ① 階級が上位になるほど、団・分団等の運営にも携わるなど、職責も重大となり、相応の階級間差で報酬額を定めることが適当である。

- ② 交付税算入額（資料 6 参照）を参考とし、本市消防団の階級ごとの職責、業務負荷の現状を考慮した。

2. 消防団員の出場手当について

本市は、消防団員の各種出場において 1 回 3,700 円を基準に、出場手当（費用弁償）として支給している。その内容は、次のとおりである。

消火活動	火災現場における警戒	訓練	その他
1 回 4 時間 3,700 円 以後 4 時間毎に回数加算	1 回 8 時間 3,700 円 以後 8 時間毎に回数加算	1 回 3,700 円	1 回 3,700 円

「国の基準」では、出場手当と呼称され「費用弁償」として位置付けられていたものを、団員の活動や労苦に応じた「報酬」とすること、また、出場報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出場については、1 日当たり 8,000 円を標準とし、災害以外の出場については、市町村において、出場の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

(1) 出場手当の位置付けについて

本市消防団の出場手当の位置付けを、「費用弁償」から「報酬」に改める。

【理由】

「国の基準」で、出場手当の位置付けを「報酬」に改めたことから、本市も同様に改める。

(2) 出場報酬の改定について

次に示す金額を基準として改めることが適当である。

災害（水火災及び地震等）に関する出場		訓練	その他
	火災現場における警戒、 火災原因調査、捜索	1 日当たり	1 日当たり
8 時間まで 8,000 円 以後 4 時間毎に 4,000 円を加算	4 時間まで 4,000 円 以後 4 時間毎に 4,000 円を加算	3,700 円	3,700 円

ア 災害（水火災又は地震等）に関する出場報酬について、活動時間 8 時間までを 8,000 円とし、8 時間を超える場合は、4 時間毎に 4,000 円を加算し支給することが適当である。

【理由】

- ① 「国の基準」で示す1日当たり8,000円は、本市が現行で活動時間4～8時間に対して支給している7,400円と比較し大差はなく、妥当な額と考える。
- ② 長時間にわたる活動に対しては、その活動や労苦に応じた報酬を支給すべきであり、4時間毎に4,000円を加算することとした。

イ 災害に関する出場の中で、火災現場における警戒活動（火災鎮火後の警戒）、火災原因調査に係る支援活動、捜索活動については、4時間までを4,000円とし、4時間を超える場合は4時間毎に4,000円を加算し支給することが適当である。

【理由】

災害に関する出場ではあるが、時間を区切った交替での活動も可能なため、8時間ではなく、4時間を単位とすることが適当である。

ウ 訓練及びその他の出場については、報酬額を1日当たり3,700円とすることが適当である。

【理由】

- ① 活動時間が短いこと、予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時間が事前に分かっている）、危険性が低いこと。
- ② 現行の手当は、県内他市町村と比較し大差がなく、妥当な金額と考えることから現行どおりとする。

3. 報酬等の支給方法について

消防団員個人に対し、市から直接支給すべきである。

【理由】

- ① 本市は、現在、所属分団等の代表者の口座にまとめて支給、これを各分団等において団員個人に分配して支給する方法をとっている。しかし、一部を各分団や部等の運営費に充て、実際は各団員の報酬及び手当の満額が個人に支給されているわけではない事実がある。

- ② 職責や勤務量に応じた報酬を支給していく中で、直接支給により、その対価が団員個人に確実に支払われ、支給事務の透明性を図ることができ、団員の士気向上にもつながる。

4. 消防団の運営に必要な経費について

消防団の運営に必要な経費について、市において適切に予算措置することが適当である。

【理由】

- ① 「3. 報酬等の支給方法について」で述べたように、現状では、分団等にまとめて支給された個人の年額報酬や出場手当の一部が、コミュニティ消防センター等の衛生用品、洗剤、掃除用具、その他細かな雑費などに充てられている。
- ② 公共施設の維持管理に係る経費、消防団の活動に係る経費は、公費を支出することが当然である。

5. 報酬額改定等の時期について

(1) 年額報酬額及び出場報酬額改定の時期について

年額報酬額及び出場報酬額改定の時期は、組織再編の方向性が明らかになった上で早急に実施されたい。

【理由】

国の助言もあり、報酬額の改定は早急に実施すべきことと考えるが、今後議論を予定している組織再編と密接な関係があるため、組織再編の方向性が明らかになった上で、必要な予算措置を行うことが望ましい。

(2) 報酬等の直接支給及び消防団の運営費予算措置の実施時期について

報酬等の団員個人への直接支給及び消防団の運営に必要な経費の予算措置については、直ちに実施されたい。

【理由】

- ① 報酬等の団員個人への直接支給については、事務的な課題をクリアすれば直ちに支給することが可能であり、報酬額改定に先行し実施すべきである。

- ② 報酬や手当の一部が充てられていた消防団の運営に必要な経費については、報酬等の直接支給に合わせ、公費を充てることが適当である。

Ⅲ 今後の検討事項

当委員会では、まず消防団員の報酬等を中心に検討し、一定の方向性について結論を得た。市においては、早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取り組みを進められるよう要望する。

なお、消防団員確保等に関する課題については、団員の負担軽減、魅力的な団活動、雇用者や地域の理解と協力、戦略的な広報活動など、他にも検討すべき重要な課題がある。

また、消防団組織の将来のあり方については、地域防災力を考慮した組織再編と、機能別消防団員・外国人消防団員・学生消防団員の創設と女性消防団員の拡充などの課題も検討する必要がある。

このため、当委員会においては、これらのことについて引き続き検討し、令和4年度末までに一定の結論を得る考えである。

附属資料

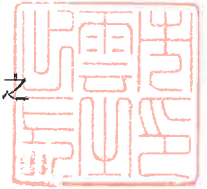
(写)

警 防 第 4 1 5 号
令和3年(2021)8月4日

出雲市消防団改革推進委員会

委員長 森山靖夫 様

出雲市長 飯塚 俊之



出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの
諸課題解決に向けた検討について (諮問)

本市では、安全・安心のまちづくりに資することを目的とし、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組んでいます。

一方で、出雲市消防団を取り巻く主な課題として、なりて不足が挙げられます。この背景には、少子高齢化、被用者人口の増加など社会情勢が大きく関わり、また、世帯構成の変化、集合住宅居住者の増加、自治会加入率の低下など地域環境も大きく関わっており、こうした動向に影響される消防団の将来像を地域全体で検討していく必要があります。

つきましては、出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決に向けた検討、並びに将来のあり方について、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 消防団員確保等に関する事
- 2 消防団組織の将来のあり方について

出雲市消防団改革推進委員会 委員及び助言者名簿

(敬称略:順不同)

役 職	氏 名	組 織 ・ 役 職 等
委 員 長	森山 靖夫	元出雲市消防長
副委員長	亀滝 和利	元出雲市消防団副団長
委 員	石飛 孝夫	出雲市消防団 副団長
"	大場 利信	出雲市議会議員
"	小村 貞雄	出雲地域自治協会連絡協議会 会長
"	佐藤 康弘	JAしまね出雲地区本部 企画総務部総務課長
"	高橋 義孝	斐川地域自治協会連合会 会長
"	中尾 留美	消防団員の家族
"	錦織 孝司	今市分団 分団長
"	平井 孝弥	出雲市消防長
"	本郷 創也	平田第4方面隊 方面隊長
"	水師 幸夫	大社地域自治協会連合会 会長
"	森山 賢次	防災安全部 防災安全課長
"	森脇 都多江	出雲市男女共同参画センター 所長
"	山岡 尚	出雲商工会議所 専務理事
助 言 者	永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授

委員会の開催状況

会議	開催日	会場	主な内容(議題)
第1回	令和3年8月4日(水)	庁議室	委嘱状交付 諮問書の交付 委員会の目的と検討事項について 出雲市消防団の現況について
第2回	令和3年9月28日(火)	消防本部	消防団員の適正な報酬・手当について
第3回	令和3年11月11日(木)	消防本部	消防団員の適正な報酬・手当について 中間答申(案)について 消防団組織の将来のあり方について

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

他市町村との報酬額比較表

島根県内市町村

令和3年4月1日現在

市町村名	年 額 報 酬							出 場 手 当				
	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	単 位	災 害	警 戒	訓 練	そ の 他
交付税算入額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	1日	8,000			
出雲市	70,000	50,000	38,000	29,000	25,000	22,000	17,500	1回	4h毎に3,700	3,700	3,700	3,700
松江市	79,000	※1)70,000 65,500	47,000	42,000		33,500	32,500	1回	5,900	3,000	3,000	3,000
浜田市	67,000	55,000	42,000	31,000	27,000	22,000	19,000	1回	3,600	3,000	3,000	3,000
益田市	80,000	56,000	38,000	28,000	24,000	22,000	20,000	1回	4h以上6,000 4hまで4,000	4,500	4,500	4,500
津和野町	95,000	70,000	55,000	40,000	33,000	30,000	27,500		3,300	3,300	3,300	3,300
吉賀町	88,900	68,400	50,900	39,500	33,300	29,500	27,100	1日	3,400	3,400	3,400	3,400
安来市	70,000	55,000	42,000	36,000	32,000	28,000	20,000	1回	3,600	3,600	3,000	会議2,800
大田市	67,000	55,000	42,000	31,000	27,000	22,000	19,000	1回	3,500	3,000	3,000	3,000
江津市	70,000	53,000	39,100	29,900	24,700		18,600	1回	3,600	3,600	3,600	ラッパ 手当 3,600
川本町	82,000	62,000	47,000	35,000	29,000	25,000	22,000	1時間	1,000		700	ラッパ 隊1回 700
美郷町	82,000	62,000	47,000	35,000		29,000	22,000	1回	4,000	4,000	3,700	ラッパ 年額 3,600
邑南町	82,000	62,000	47,000	35,000	29,000	25,000	22,000	1回	2,400	2,400	3,700	
雲南市	82,000	68,500	50,000	45,000	43,000	36,500	35,500	1回	2,000	2,000	2,000	2,000
奥出雲町	81,000	67,500	49,000	44,000	35,500	35,000	34,500	1回	4h以上3,000 4hまで1,000	4h以上3,000 4hまで1,000	3,000	
飯南町	70,000	56,000	43,000	33,000		27,000	25,000	1回		2,000	2,000	2,000
隠岐の島町	65,600	48,200	37,700	29,700		22,800	16,800	1回	5,500	5,500	5,500	3,100
西ノ島町	63,000	45,900	36,300	28,500		21,900	14,500	1回	5,000	5,000	5,000	5,000
海士町	63,000	45,900	36,300	28,500		21,900	14,500	1回	5,000	5,000	5,000	5,000
知夫村	63,000	45,900	36,300	28,500		21,900	14,500	1回	5,000	5,000	5,000	5,000

※1) 松江市 副団長及び方面団長：70,000円、方面副団長：65,500円

人口・面積が出雲市に近い市

令和3年4月1日現在

市名	年 額 報 酬							出 場 手 当				
	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	単 位	災 害	警 戒	訓 練	そ の 他
鳥取市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	1回	3,300	2,800	1,700	
帯広市	85,800	65,400	58,800	46,200	42,600	37,800	30,600	1回4h	4,500	4,500	4,500	4,500
松阪市	120,000	※2)80,000 60,000	50,000	35,000	32,000	31,000	30,000	1回	1日 4,000		操法500 他3,500	入校 7,000
東広島市	132,000	81,000	51,000	39,000	30,000	23,000	22,000	1回	5h以上5,800 5hまで2,900	2,400	2,400	
都城市	190,000	180,000	139,000	121,000	※3)94,000 64,000	59,000	50,000	1回	4h以上4,700 2~4h 2,400 2hまで1,000	1,000	4h以上4,700 2~4h 2,400 2hまで1,400	4h以上4,700 4hまで2,400

※2) 松阪市 副団長及び方面団長：80,000円、方面副団長：60,000円

※3) 都城市 部長：94,000円、副部長：64,000円

消防団員の報酬改定に要する費用の試算

①令和3年度予算額

階級	条例定数 (人)	実人数 (R3.6.1) (人)	予算 人数 (人)	令和3年度予算額(円)				予算額計
				年額報酬		出場手当		
				一人あたり 報酬	予算額	一回あたり 手当	予算額	
団長	1	1	1	70,000	70,000	3,700	35,796,000	
副団長	21	21	21	50,000	1,050,000			
分団長	48	48	48	38,000	1,824,000			
副分団長	48	48	48	29,000	1,392,000			
部長	147	147	147	25,000	3,675,000			
班長	179	179	179	22,000	3,938,000			
団員	1,397	1,256	1,306	17,500	22,855,000			
計	1,841	1,700	1,750		34,804,000		35,796,000	70,600,000

②交付税算入額による年額報酬、災害出場を8,000円とした出場報酬の試算

階級	条例定数 (人)	実人数 (R3.6.1) (人)	予算 人数 (人)	交付税算入額による試算(円)				予算額計
				年額報酬		出場手当		
				一人あたり 報酬	予算額	一回あたり 手当	予算額	
団長	1	1	1	82,500	82,500	災害出場 8,000 その他 3,700	39,812,000	
副団長	21	21	21	69,000	1,449,000			
分団長	48	48	48	50,500	2,424,000			
副分団長	48	48	48	45,500	2,184,000			
部長	147	147	147	37,000	5,439,000			
班長	179	179	179	37,000	6,623,000			
団員	1,397	1,256	1,306	36,500	47,669,000			
計	1,841	1,700	1,750		65,870,500		39,812,000	105,682,500

計②-① 35,082,500

③出雲市消防団の階級ごとの職責、業務負荷の現状を考慮した年額報酬、災害出場を8,000円、警戒等出場を4,000円とした出場報酬の試算

階級	条例定数 (人)	実人数 (R3.6.1) (人)	予算 人数 (人)	出雲市消防団の階級間差を勘案した試算(円)				予算額計
				年額報酬		出場手当		
				一人あたり 報酬	予算額	一回あたり 手当	予算額	
団長	1	1	1	80,000	80,000	災害出場 8,000 警戒等 4,000 その他 3,700	41,131,300	
副団長	21	21	21	65,000	1,365,000			
分団長	48	48	48	50,000	2,400,000			
副分団長	48	48	48	43,000	2,064,000			
部長	147	147	147	40,000	5,880,000			
班長	179	179	179	37,000	6,623,000			
団員	1,397	1,256	1,306	36,500	47,669,000			
計	1,841	1,700	1,750		66,081,000		41,131,300	107,212,300

計③-① 36,612,300

計③-② 1,529,800

資 料

出雲市消防団改革推進委員会

— 目 次 —

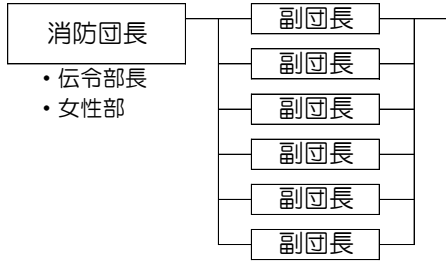
	ページ
資料 1 出雲市消防団組織図	1
資料 2 出雲市消防団の島根県消防操法大会への出場状況	2
資料 3 消防団の出場状況	4
資料 4 消防団員アンケート調査	5
資料 5 出雲市消防団デジタル化の推進について	19
資料 6 出雲市消防団協力事業所表示制度実施要綱	20
資料 7 出雲市消防団 装備の配備状況	23
資料 8 マイカー共済について	24
資料 9 分団別年齢構成、充足率	25
資料 10 分団別人口実態	26
資料 11 地区（分団）別人口推計	27
資料 12 平成 23～28 年度 出雲市消防団組織再編計画の概要	28
資料 13 女性消防団員活躍のためのガイドライン	29

出雲市消防団組織図

(定員1,841人)
(実数1,654人)

(R. 4. 1現在)

15方面隊 48分団 130部 定員 1779 実数 1610
※方面隊長は副団長級



方面隊	分団	部	定員	実数
出雲中部方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	今市分団	2部	27	23
	大津分団	2部	29	18
	塩冶分団	3部	36	36
	古志分団	2部	29	20
出雲北部方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	四絡分団	2部	27	26
	高浜分団	2部	27	24
	川跡分団	2部	32	29
出雲南部方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	上津分団	3部	39	33
	稗原分団	3部	39	38
	朝山分団	3部	39	34
出雲西部方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	乙立分団	2部	25	24
	高松分団	2部	33	33
	神門分団	2部	32	28
	神西分団	2部	32	30
平田第1方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	長浜分団	3部	39	38
	平田分団	2部	27	23
	久多美分団	3部	39	38
平田第2方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	佐香分団	3部	33	27
	灘分分団	3部	45	42
平田第3方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	国富分団	3部	41	40
	西田分団	3部	33	30
	鱈淵分団	3部	33	30
平田第4方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	北浜分団	4部	51	39
	檜山分団	3部	33	33
	東分団	3部	48	42
佐田方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	伊野分団	3部	39	38
	西須佐分団	3部	48	42
	東須佐分団	3部	39	37
多伎方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	八幡東分団	3部	39	39
	窪田分団	3部	39	33
	久村分団	2部	27	21
湖陵方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	小田多岐分団	3部	39	26
	田儀分団	3部	48	37
大社神海方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	湖陵西分団	3部	48	48
	湖陵南分団	3部	48	48
	杵築分団	4部	51	48
大社浜山方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	日御碕分団	3部	39	35
	鶴鷺分団	2部	33	33
斐川東部方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	荒木分団	3部	48	47
	遙堪分団	3部	48	44
斐川西部方面隊 ・方面隊長 ・伝令部長	莊原北分団	2部	27	19
	莊原南分団	2部	27	26
	出東分団	4部	51	47
出西阿宮分団	出西阿宮分団	4部	51	50
	伊波野分団	3部	39	39
	直江分団	2部	27	27
	久木分団	2部	27	24

団本部 62人(定員)	分団 1,779人(定員)
団本部 44人(実数)	分団 1,610人(実数)

出雲市消防団の島根県消防操法大会への出場状況

【島根県消防操法大会】

目 的：消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の進歩充実に寄与することを目的とする。

開催日：7月第1日曜日 ※令和3年度に決定（以前は7月下旬～8月上旬の日曜日）

場 所：島根県消防学校 ※令和3年度に決定（以前は県内持ち回り、今後は固定開催）

種 別：（1）ポンプ車操法、（2）小型ポンプ操法

○全国大会の開催年度に係る島根県の出場種別

令和2年度	コロナ禍により中止	ポンプ車	出雲市
令和3年度	コロナ禍により中止	ポンプ車	出雲市
令和4年度	第29回大会（千葉県）	ポンプ車	松江市（出雲市辞退）
令和5年度			
令和6年度	第30回大会（宮城県）	小型ポンプ	未定
令和7年度			
令和8年度	未定	ポンプ車	未定

※全国大会の開催（例年10月開催）は隔年開催であり、島根県からの出場種別は、ポンプ車の部と小型ポンプの部で交互に出場することとなっている。

【県内各ブロック出場隊数】

ブロック	構成市郡	分団数	ポンプ車の部	小型ポンプの部
松江	松江市	40	2	3
安来	安来市	20	1	1
雲南	雲南市	27	1	2
	仁多郡（1町）	9	1	1
	飯石郡（1町）	8	1	1
出雲	出雲市	48	1	4
大田	大田市	28	0	1
江津	江津市	23	1	1
	邑智郡（3町）	25	0	1
浜田	浜田市	31	1	2
益田	益田市	22	1	1
	鹿足郡（2町）	19	2	2
隠岐	隠岐郡（3町1村）	21	1	1

【出雲市消防団の出場分団選出方法】

ポンプ車の部：

車両を保有する3分団（神門、荘原北、直江）で調整。過去の出場は神門分団のみ。

小型ポンプの部：

分団数のバランス等から、旧自治体管轄から1分団とし、選出方法は次のとおり。

・出雲方面隊（16分団）

これまでは、毎年6月に開催される出雲4方面隊操法大会での優勝分団が8月の県大会に出場していた。今後は、出雲4方面隊操法大会は実施されないこととなったため、県大会出場分団の選出方法を方面隊で検討中である。

・平田方面隊（11分団）

11分団の持回り（11年に1回）

・佐田方面隊、多伎方面隊及び湖陵方面隊（9分団）

出場年は佐田、多伎、湖陵の順、また、佐田4分団、多伎3分団、湖陵2分団の持回り（佐田12年に1回、多伎9年に1回、湖陵6年に1回）

・斐川方面隊及び大社方面隊（12分団）

出場年は斐川、大社で交互、また、斐川7分団、大社3分団の持回り（斐川14年に1回、大社6年に1回）

※大社方面隊 日御碕分団、鶴鷺分団の参加は無し。

【近年の出場状況及び出場予定であった分団】

年度	開催地	出雲	平田	斐川	大社	佐田	多伎	湖陵
R1	浜田	神西	佐香		杵築	西須佐		
R2(中止)	安来	予選中止	東	荘原			小田多岐	
R3(中止)	安来	予選中止	国富		荒木			湖陵南
R4(中止)	消防学校	予選中止	国富	旧荘原		東須佐		
R5	消防学校	未定	(平田)		(遙塘)		(久村)	
R6	消防学校	未定	(伊野)	(旧西野)				(湖陵西)

() 書きは未確定

【訓練期間及び訓練時間】

県大会へ出場する分団を決定するために予選大会を行う方面隊もあれば、県大会出場分団が輪番制である方面隊など、操法大会へ挑む意気込み、訓練の取組み具合は分団毎に様々である。

○令和元年度（コロナ禍前）の一例（6月予選会 8月県大会）

	予選会のある分団（例）	持回りの分団（例）
訓練開始時期	選手は3月下旬から 基本4月	4月から（自主訓練者あり）
訓練日数	平日 週3日程度	平日 週3日程度
訓練時間	約2時間（19:00～21:00）	約2時間（19:00～21:00）
訓練参加者数	基本的に参加できる者は全員	基本的には全団（部）員
土日の訓練	基本的には無いがする場合あり	基本的にはしない

※平日夜間の訓練は、仕事終わりに直接訓練会場へ集合する団員も多く、帰宅が遅くなるため、団員だけでなく家族への負担も考えられる。

消防団の出場状況

活動種別		令和元年	令和2年	令和3年
火災出場	件数	23	29	32
	出動延べ人員	608	604	730
警戒活動等 (水防を除く)	件数	8	12	18
	出動延べ人員	374	314	353
訓練等	件数	32	49	57
	出動延べ人員	3,049	1,159	1,167
予防・広報活動等	件数	49	35	23
	出動延べ人員	999	542	347
合計	件数	112	125	130
	出動延べ人員	5040	2,619	2,597

その他の活動

会議	参加延べ人員	(R1) 990	(R2) 482	(R3) 638
地域貢献活動：警戒巡回、地区花火祭り警戒、地域イベントへの参加、水槽清掃など				

水防活動

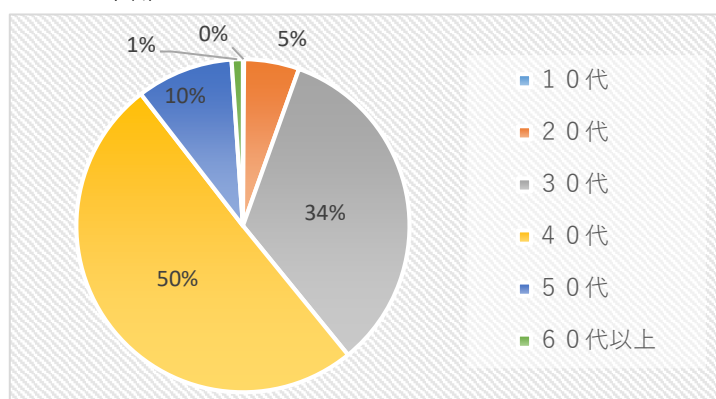
令和3年7月豪雨	活動期間	7月7日～7月13日
	出動延べ人員	1,464名
	活動内容	積み土のう、警戒巡視、避難誘導、救助活動、排水活動

消防団員アンケート調査

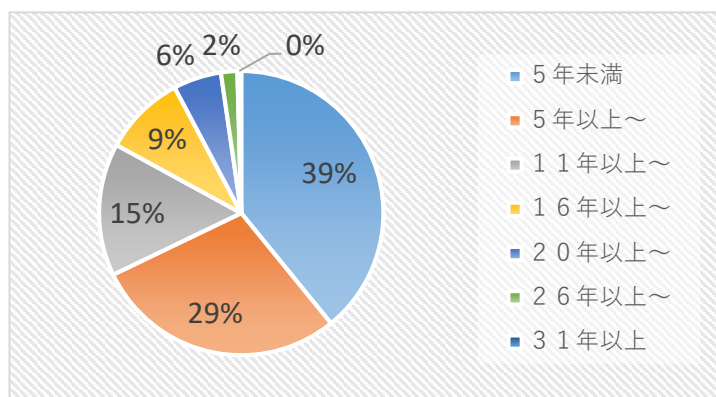
消防団員に対して火災出場、災害対応、消防団加入などに関して、次のとおりアンケート調査を実施した。

- 1 方法：WEBアンケート方式（Google Forms）
- 2 調査期間：令和3年10月20日～令和3年10月31日
- 3 対象：1,623名（分団長以下）
- 4 回答数：919名
- 5 回答率：56.6%（信頼度95%での許容誤差2.1%）
- 6 調査結果：以下のとおり

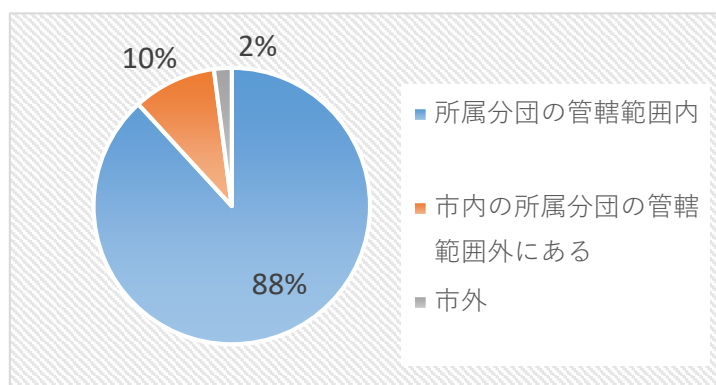
① あなたの年齢は？



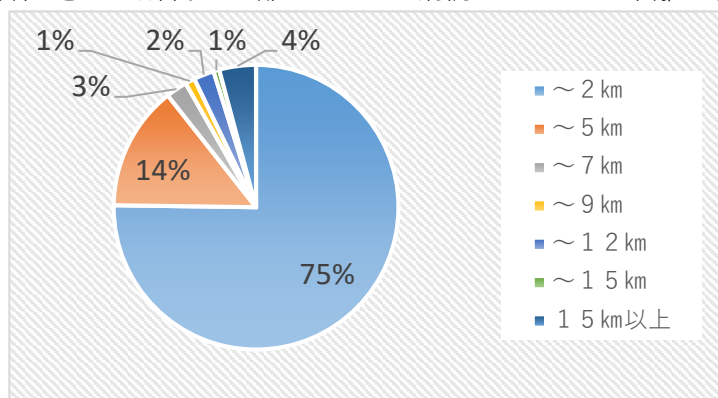
② 消防団員経験年数は？



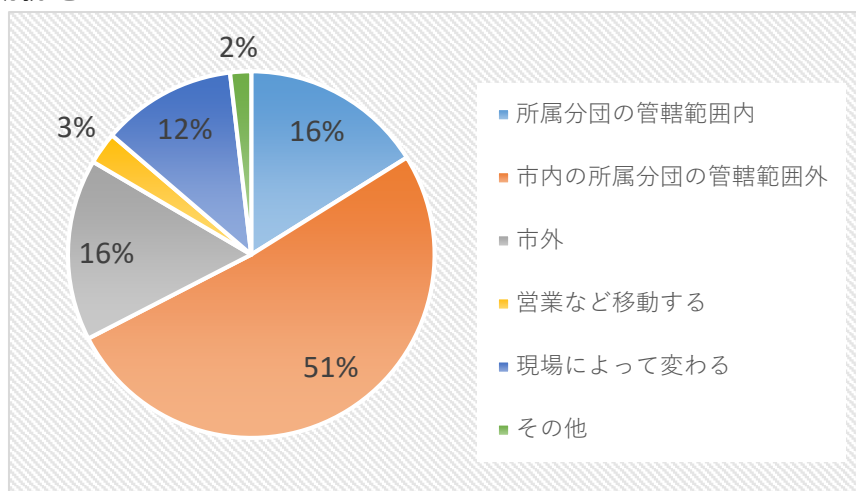
③ 居住地は？



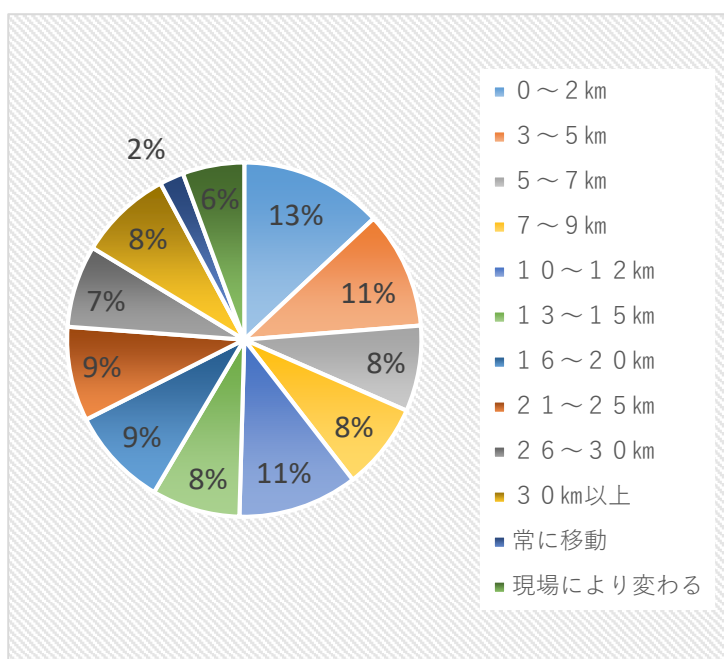
④ 居住地から所属する部のコミュニティ消防センターまでの距離は約何キロですか？



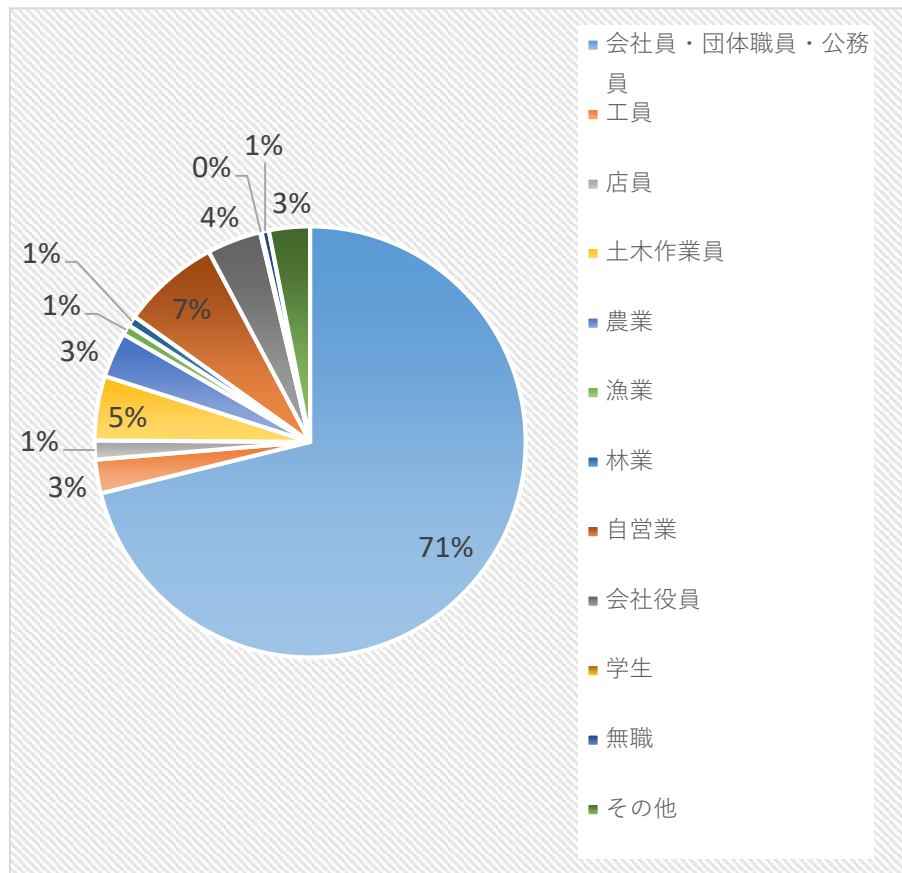
⑤ 勤務地は？



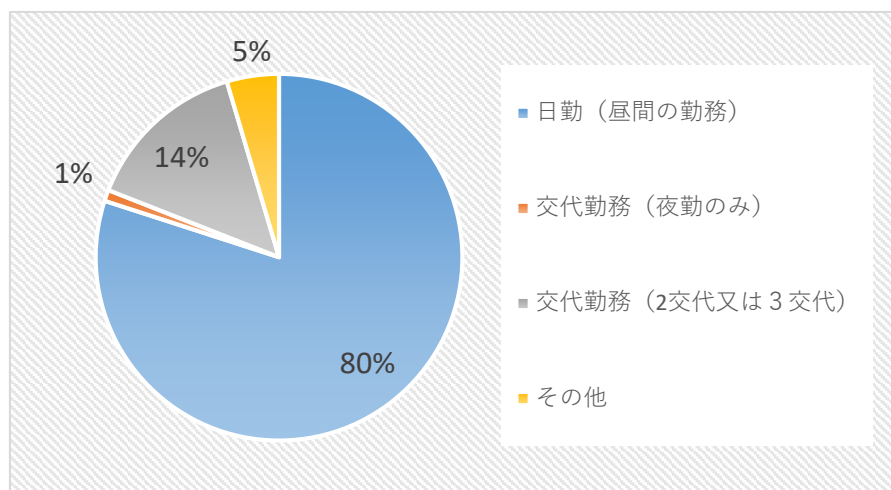
⑥ 勤務地から所属する部のコミュニティ消防センターまでの距離は約何キロですか？



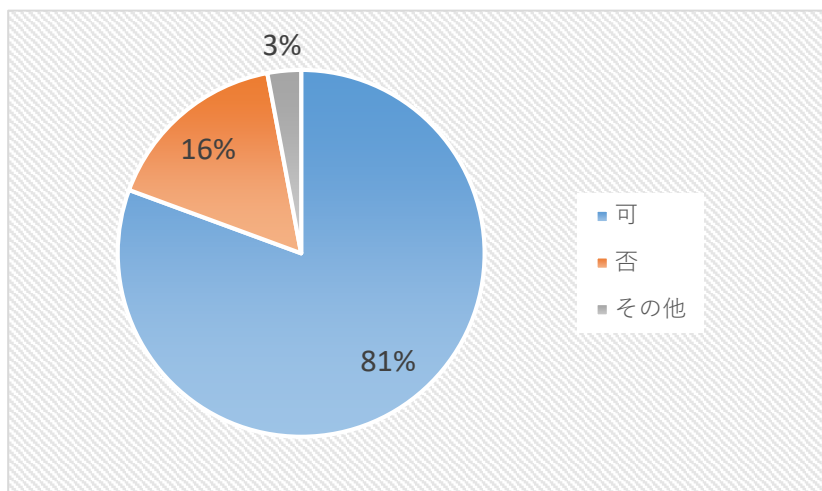
⑦ 仕事の業種は？



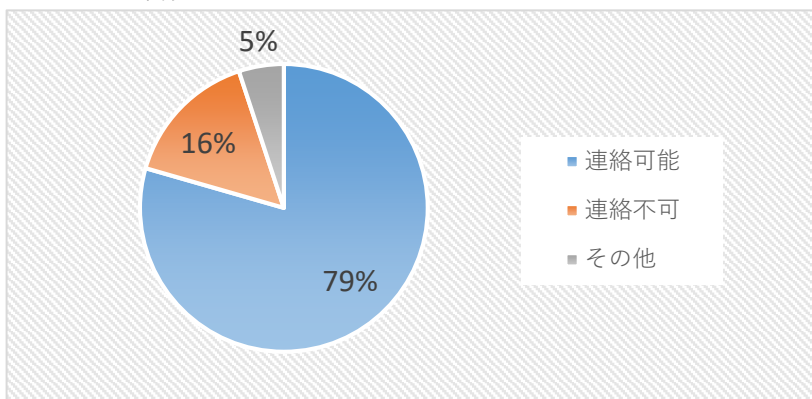
⑧ 勤務形態は？



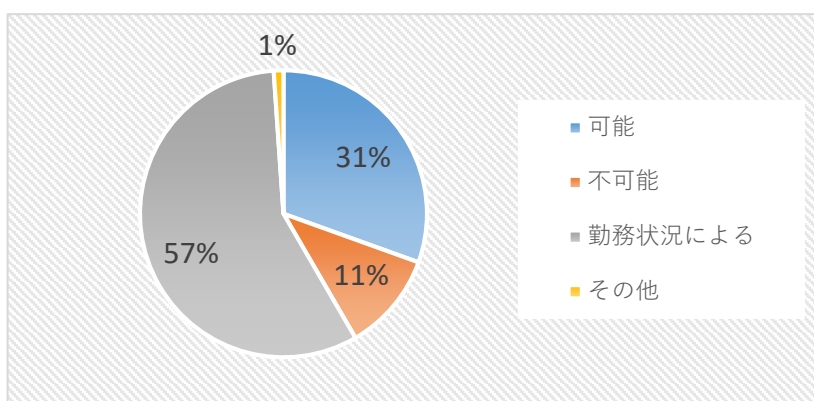
⑨ 勤務中のスマートフォンや携帯電話の所持は？



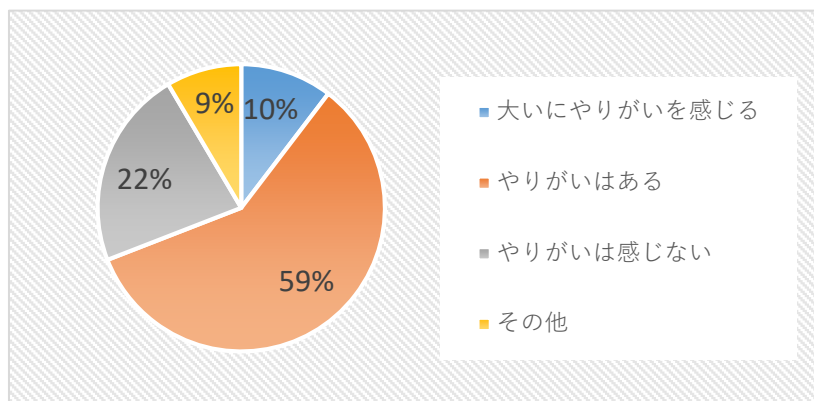
⑩ 勤務中の災害覚知は？



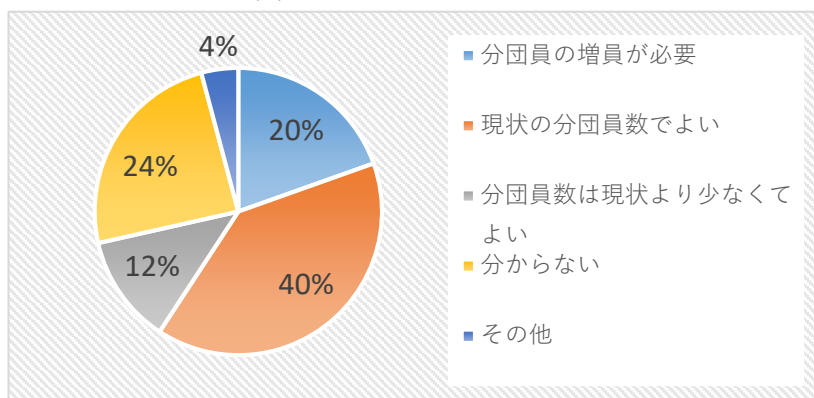
⑪ 勤務中の火災出場は？



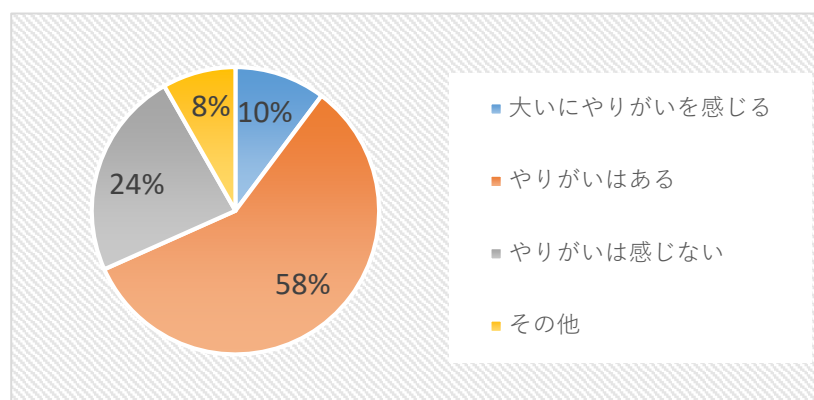
⑫ 消火活動にやりがいを感じますか？



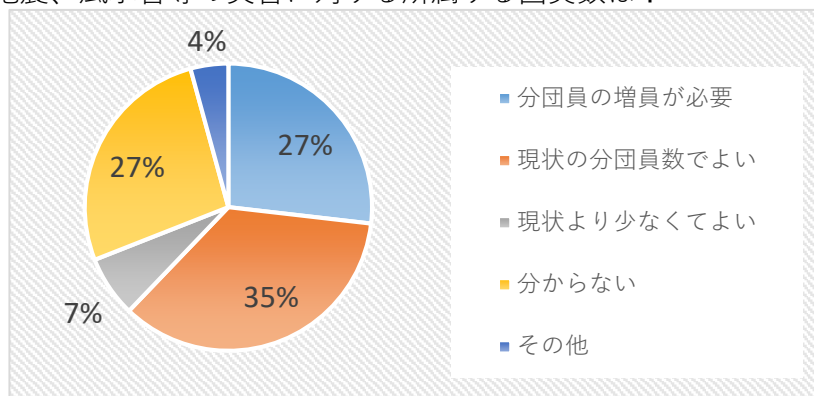
⑬ 消火活動に対する分団員数は？



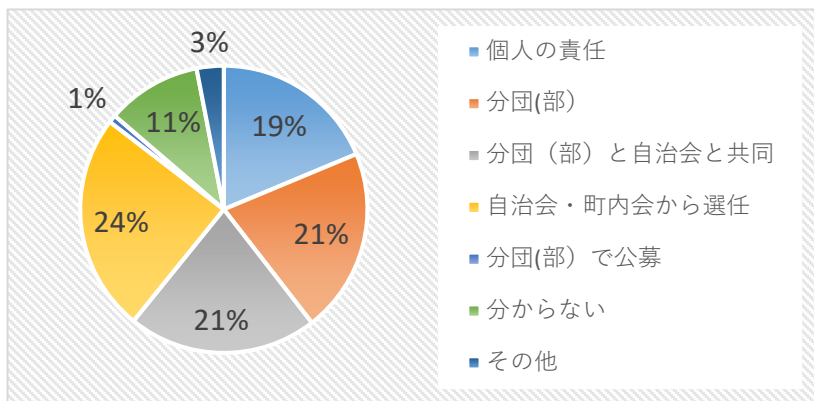
⑭ 地震、風水害等の災害に対する消防団活動にやりがいを感じますか？



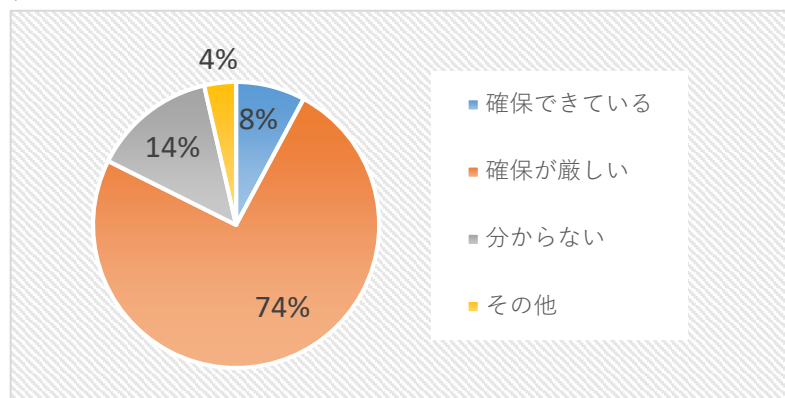
⑮ 地震、風水害等の災害に対する所属する団員数は？



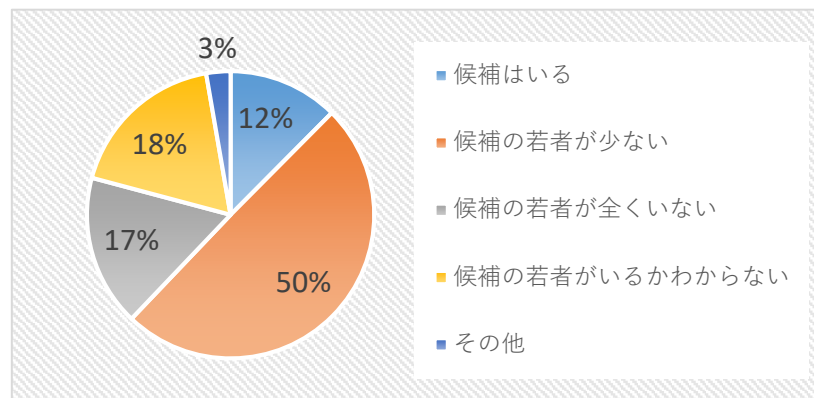
⑩ 団員の勧誘は、どのような方法ですか？



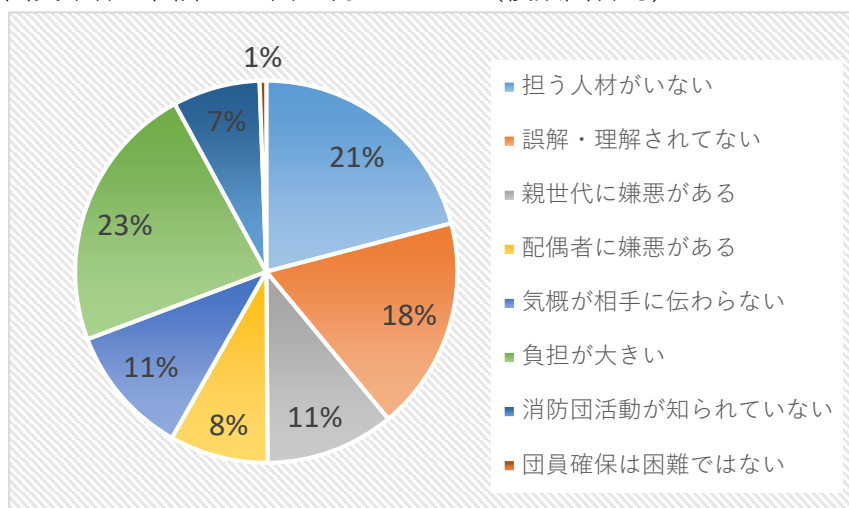
⑪ 団員確保の実情はどうですか？



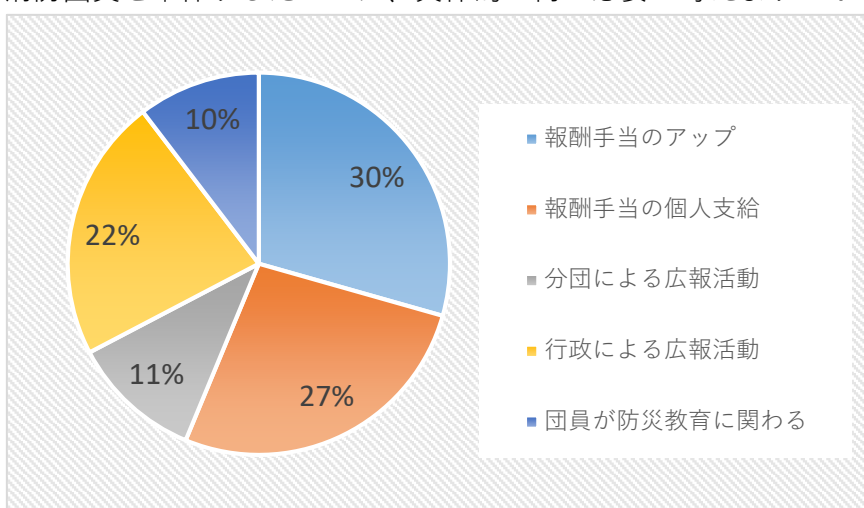
⑫ 分団の管轄内に団員候補はいますか？



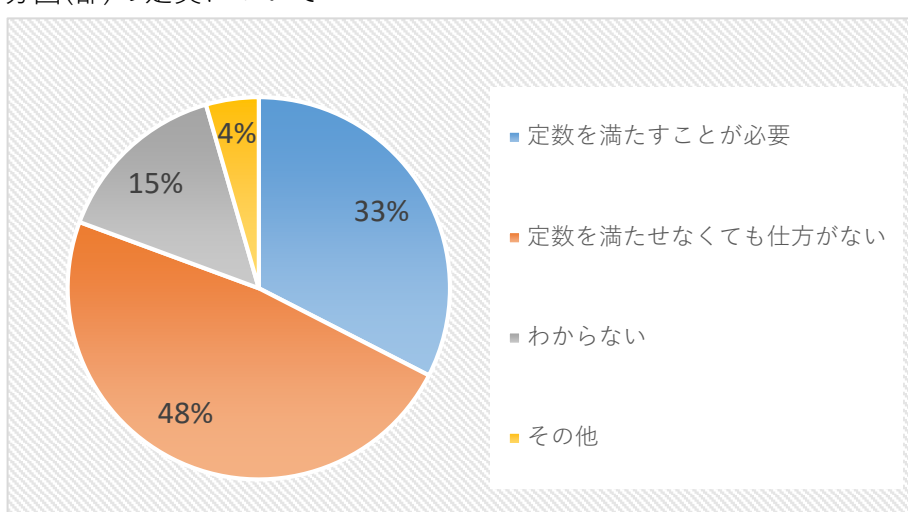
⑱ 団員確保が困難な理由は何ですか？（複数回答可）



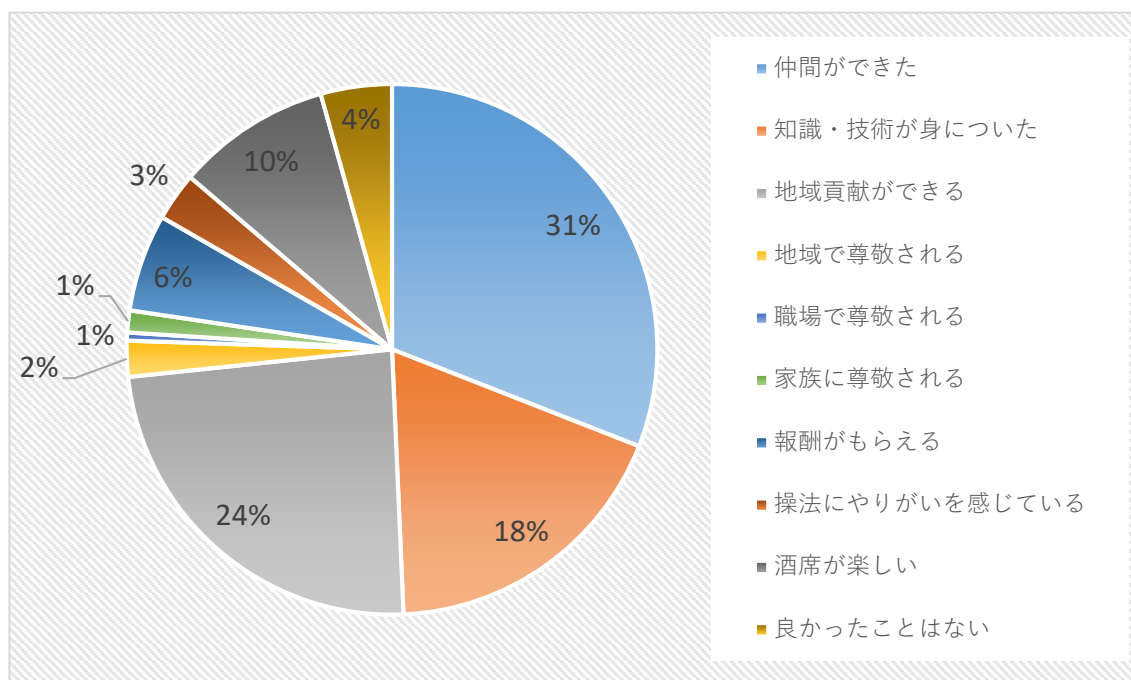
⑳ 消防団員を確保するためには、具体的に何が必要と考えますか？（複数回答可）



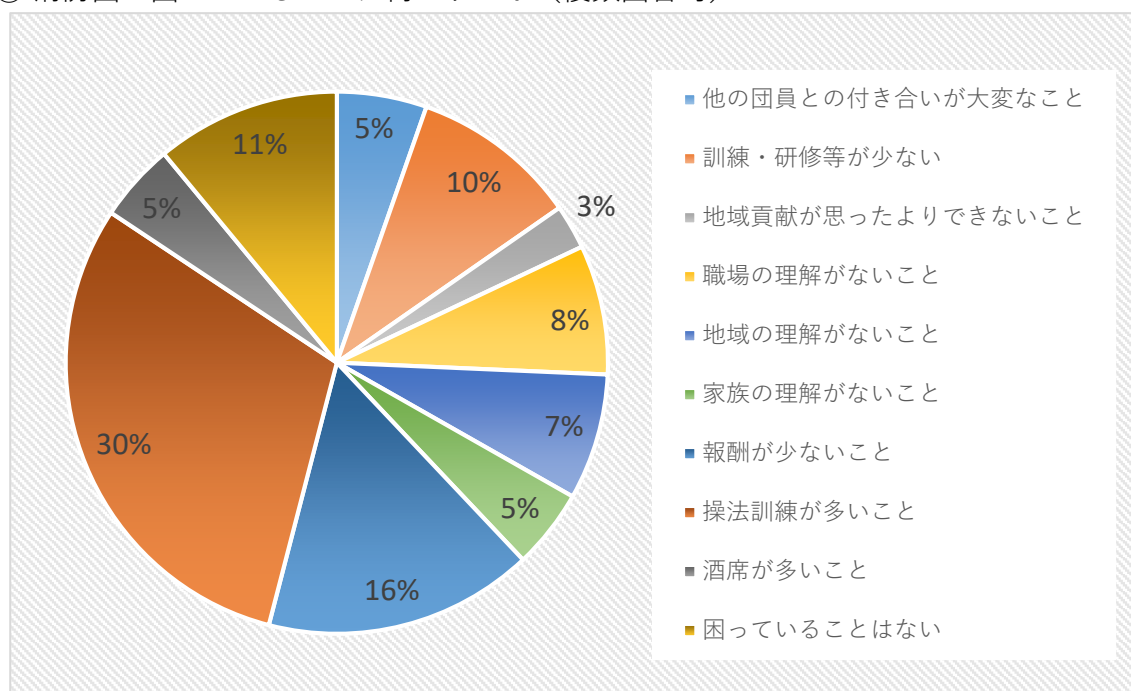
㉑ 分団(部)の定員について



② 消防団に入って良かったことは何ですか？（複数回答可）



③ 消防団で困っていることは何ですか？（複数回答可）



団員アンケート自由記載（抜粋）

○団員の負担軽減

- ・行事が多すぎる
- ・無駄な集まりが多い
- ・活動が多く、拘束時間が長い、ボランティアの域を超えている
- ・休日に出初式などのイベント、憂鬱になる
- ・活動が土日に集中→無理して参加→家庭不和 辞めれない（悪循環のスパイラル）
- ・操法のために活動している、人生の多くの時間を使っている
- ・お金より時間が欲しい
- ・活動のために仕事を休まなければならない
- ・仕事の都合で出れなかったのに、文句を言われる
- ・無理をしてやるのが当たり前という風潮
- ・強制参加
- ・団員確保が負担（プレッシャー）
- ・退団の条件が、交代要員の確保（自分で探さないといけない）
- ・辞めたくても辞められない
- ・飲み会が多い
- ・ワークライフバランスを重んじる時代に、消防団活動の大きな負担は団員が減る一方である
- ・出初式をやめる、時短
ドームでの出初式はやめる（地元だけでよい）、ドームが寒い
方面隊出初式はやめる（旧市町単位でやる意味がわからない）
- ・行事の時短を図る

○魅力的な団活動

【前向き意見】

- ・ 仲間ができた
- ・ 地域のことが知れた、地域の人と顔見知りになれた
- ・ やってみると地域のためになり、楽しい（悪くない）
- ・ 実災害への活動はやりがいを感じる
- ・ 地域の人たちに災害時の対応や備えを伝える集団であれば理解者が増える
- ・ 基本的には皆さんボランティア精神旺盛で前向きに活動している
- ・ 「地域を守る」という思いは、ほとんどの団員が持っている
- ・ 地域の方が安心して生活できるような活動をしていきたい
- ・ 地元と同世代の仲間ができることが、いかに大切でありがたい事を伝えたい

【訓練、研修】

- ・ 操法は大事だと思うが、分団等でやればよい
- ・ 操法大会に向けた訓練は必要ない
- ・ 操法訓練が現場に役立つのか疑問
- ・ 現場想定での訓練をすると充実感を覚える
- ・ 実災害に役立つ訓練がしたい
- ・ 常備との合同訓練が必要
- ・ 火災対応より自然災害の対応力強化に力を注いでほしい
- ・ 知識が身につく講習、研修を増やしてほしい
- ・ スキルを身につけたい
- ・ シミュレーション訓練、映像を見ながらの研修、机上訓練を常備が企画してほしい
- ・ 地元コミセンと連携した災害対応訓練が必要
- ・ 緊急車両の運転講習がしてほしい
- ・ マニュアルを読むだけでは理解できない、職員が直接指導しないと意味がない
- ・ 訓練は効率よく短時間とする
- ・ 機材等を使いこなせるような訓練や講習をやった方が役立つと思う
- ・ 操法より、コロナ禍に行われた講習がはるかに有意義であった
- ・ 団員がマルチに災害対応できるよう、チェーンソーや建設機械などの特別教育があればよい
- ・ 初期の応急手当や防災、避難に関する訓練がもっと必要と感じる
- ・ 火災後の調査結果や予防対策も教えて欲しい

- ・火災以外の災害対応に対する知識がない、必要である
- ・あまり知識が得られていないことが残念
- ・訓練が少なく不安

【提案】

- ・小学生から防災教育をしてほしい、子供のころから興味が持てるような教育が必要
- ・地域の人たちに災害時の対応や備えを伝える集団であれば理解者が増える
- ・新たに部長となる団員への研修が必要
- ・幹部のハラスメント研修を行うべき
- ・現場経験が足りない、出動範囲を分団から方面隊に拡大してほしい

【メリット】

- ・見返りが無い
- ・魅力的な条件を整えるべき
- ・消防団員であることのメリットがほしい
- ・地元商店や温泉割引等の恩恵があればよい
- ・団員へ、企業と連携して何かしらの特典、勤務先からの特典をつける
- ・家族への配慮が形として必要（家族の協力があるもの）

【その他】

- ・楽しくないと続かない
- ・分団に、サポート的な役割の女性団員がいるとよい
- ・若者へ関心を持っていただくことが必要

○雇用者、地域の理解・協力

【団員確保】

- ・地域の理解、サポートが必要
- ・団員確保、勧誘には地元自治会の協力が絶対的に必要
- ・自治会の一役員として推薦していただく
- ・個人の勧誘に頼ることはあってはならない
- ・仕事を理由に断られる
- ・親が反対する（親世代が消防団に対する不快感を持っている）
- ・引退した者が再入団しなくてはならない状況
- ・上層部からの対策案提示、具体的指示が必要（末端に任せっきり）
- ・職場から「消防団に入れ」と言われるような環境があればよい
- ・会社などを中心に団員を募る
- ・地域によっては高齢者の入団を！若者にこだわる必要なし
- ・新しい団地が20世帯、自治会未加入のため消防団に入らないのは不公平

【提案】

- ・消防、行政、地域の連携が必要、連絡会議などの開催が必要
- ・地域と連携した防災、その仕組みをつくり、実施していくことが求められている
- ・地元商店や温泉割引等恩恵があればよい
- ・団員へ、企業と連携して何かしらの特典、勤務先からの特典をつける
- ・団員確保にもっと行政が関わるべき、行政が本気で考えなければならない

○戦略的広報活動

【広報】

- ・ 広報誌、誰も見ていません
- ・ 地域貢献や防災に取り組む姿がもっとクローズアップされるようにしてほしい
- ・ 言葉だけの実態の分からない、当たり障りのない広報は、消防団の悪いイメージを払拭できない
- ・ 世代ごとに消防団活動の理解を求める
- ・ 仕事に出場、職場、企業に理解を得られるよう市から話してほしい
- ・ 努力や奉仕の精神が地区民に伝わらないことがつらい
- ・ 若者へ関心を持っていただくことが必要
- ・ 小学生、子供のころから興味が持てるような教育が必要

【イメージが悪い】

- ・ 職場の理解がない
- ・ 家族の理解が難しい
- ・ 操法訓練ばかりしている、大変そう
- ・ 酒飲み集団というイメージが定着
- ・ 地域の人に感謝されていると思わない
- ・ 消防団の良いイメージを行政が地域に広めて欲しい
- ・ 頑張っているところを市民に伝えて欲しい

○その他

【装備の充実】

- ・資機材不足、装備品が古いので更新してほしい
- ・操法訓練をやめ、その予算を現場の装備、備品、設備、団員確保の為に使って欲しい
- ・現場で、分団、部が判別できるようなもの（腕章、ベストなど）が欲しい

【提案】

- ・団員（若手）の意見を聞く、アンケート調査は定期的にして欲しい
- ・役割の分担（高齢者ができる活動、昼間の広報活動のみ、災害活動のみなど）
- ・福利厚生面をもう少し手厚くしたほうが団員確保に繋がる

【その他】

- ・酒席、操法を完全にやめ、消火活動、消火訓練、火災予防、地震水害訓練など、地域貢献できるものに限定した活動とする。
- ・目と鼻の先が火災なのに、管轄外なので出場しなくてよいというのはおかしい
消防団が何のためにあるのかに反して役所側が出場させないのは矛盾している
- ・巡回が火災の減少に繋がるのか疑問
- ・現在の活動は、本当にやらないといけないことなのか
- ・格納庫点検、順位をつけることが理解できない
- ・安心して退団できる仕組みを考えて欲しい
- ・定年制にしていただきたい（やめれない）
- ・原子力災害に消防団という考え方は、拒否反応を示す団員が多い

出雲市消防団デジタル化の推進について

本委員会における検討課題の一つである消防団の負担軽減について、一手段として団活動に関する各種手続き等のデジタル化の推進が挙げられる。

本資料は、いわゆる「消防団アプリ」を導入した場合、現在と比して消防団活動にどのような変化が生じるかを推測したものである。

1 消防団アプリ（以下「アプリ」と表記する。）とは

個人所有のスマートフォン等へダウンロードすることにより、消防本部と消防団間、消防団を構成する各所属（分団・部等）間において、映像等を含む情報の共有を容易にするもの。

2 アプリ導入により生じると予測される消防団活動における変化

(1) 災害発生時の活動

現行（消防団員招集メールシステム）	消防団用アプリ導入後
<p>1 災害発生</p> <p>① 消防本部へ災害発生の情報が入る。</p> <p>② 消防本部が、災害の種類、災害発生の場所を確認・確定す</p> <p>③ 消防本部が、出場対象消防団へ災害の種類、場所等必要な情報を消防団員の携帯端末へ招集メールとして送信する。</p> <p>◎ 団員へ届く主な情報</p> <p>1. 災害覚知時間</p> <p>2. 災害発生場所（地図もあり）</p> <p>3. 災害種別</p> <p>4. 招集対象分団</p>	<p>1 災害発生</p> <p>① 消防本部へ災害発生の情報が入る。</p> <p>② 消防本部が、災害の種類、災害発生の場所を確認・確定する。</p> <p>③ 消防本部が、出場対象消防団、災害の種類、場所等必要な情報をアプリへ掲載する。</p> <p>※災害情報等の重要事項については、消防団側端末が受信音やバイブレーション等するよう設定可能。</p> <p>◎ 団員へ届く主な情報</p> <p>1. 災害覚知時間</p> <p>2. 災害発生場所（地図もあり）</p> <p>3. 災害種別</p> <p>4. 招集対象分団</p>
	<p>2 出場可否の確認</p> <p>アプリにより招集された団員は、アプリへ出場の可否を入力する。出場の可否は、消防本部、消防団双方でリアルタイムに確認できるため、災害現場における消防団活動（出場予定人員に応じた作戦立案、隣接他分団の招集の要否等）に資するものである。</p>
	<p>3 災害現場等の情報収集</p> <p>各団員の撮影した写真、動画等はアプリ等にアップロードすることにより、消防本部・消防団で共有可能。より確実かつ円滑な指示命令を行うことが可能となる。</p>
<p>2 災害対応の完了</p> <p>出場報告書の作成</p> <p>分団長が部長等への聞き取りにより、出場報告書（紙又はエクセルデータ）を作成、電子メールまたはFAX等により消防本部へ提出する。</p>	<p>4 災害対応の完了</p> <p>出場報告書の作成</p> <p>出場した団員が自らアプリへ出場時間等を入力し、その内容を分団長等が承認することにより、消防本部へ出場報告を行う。入力した団員も自身で入力内容を確認できることから、分団長等の確認作業が容易となる。</p>

(2) 通常業務

現行（消防団員招集メールシステム）	消防団用アプリ導入後
<p>1 設備・装備品・資器材の状態に関する情報のやり取り</p> <p>消防本部は、団員から状況聞取り後、場合により現地で直接確認し、業者への修繕依頼等を行う。</p> <p>※電話による口頭での情報共有には限界があり、①聞取り後、現地で確認、②聞き取った状況と確認した状況に齟齬がある場合再確認、③団と消防本部の認識のずれを両方で確認するため、両者立会のもと再々確認といった場合もあり、遠隔地の場合、多くの時間を浪費する。</p>	<p>1 設備・装備品・資器材の状態に関する情報のやり取り</p> <p>アプリ上で、写真・動画等を共有可能であることから、状況の確認が円滑・確実となり、従前と比べ、団員・消防本部が確認のため現地へ出向く機会の減少が見込まれる。</p>
<p>2 各種事務連絡の伝達</p> <p>以下の文書を郵送することにより伝達している。</p> <p>(1) 会議の開催通知</p> <p>① 団本部会議（4回/年、通知対象団員22名）</p> <p>② 警防部会・総務部会（4回/年、通知対象団員22名）</p> <p>③ 分団長会（2回/年、通知対象団員70名）</p> <p>(2) 物品調達等に関する事務連絡</p> <p>① コミュニティ消防センター整備、積載車・小型動力ポンプ配備に関する打合せ等</p> <p>② 活動服の調達に関する各種調書等</p> <p>③ 入退団に関する手続様式</p> <p>④ 共済に関する手続様式</p>	<p>2 各種事務連絡の伝達</p> <p>左記各種通知、様式等を全てアプリで掲載することにより、分団員への郵便物が減り、団員の文書保管の負担軽減が期待できる。</p> <p>また、団員からの提出文書に誤りがあった場合の修正を電話でなくアプリ上のメッセージ等で行うことが可能となる。そのため、消防本部から平日昼間に仕事中の団員への電話連絡の必要性が減少することから団員の負担軽減が期待できる。</p>

○出雲市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成 19 年出雲市告示第 140 号)

改正 平成 23 年 10 月 1 日告示第 407 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、出雲市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第 2 条第 2 号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自主防災組織代表者等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、出雲市消防団協力事業所表示申請書(様式第 1 号)により、市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、出雲市消防団協力事業所表示申請書[推薦用](様式第 2 号)より、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が、消防団員として相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 申請又は推薦があった場合

(2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第3号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市(町村)長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、前項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第3号のほか、様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、出雲市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が出雲市消防団協力事業所表示証(以下「出雲市表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、出雲市消防団協力事業所の出雲市表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から3年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消の理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、出雲市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力内容等が著しいと認められる協力事業所については、出雲市消防本部表彰規程(平成17年出雲市消防本部訓令第8号)に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、出雲市消防本部警防課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(斐川町の編入に伴う経過措置)

2 斐川町の編入の日の前日までに、編入前の斐川町の区域において、斐川町消防団協力事業所表示証を交付された事業所等については、その表示証の有効期限内は引き続き出雲市表示証とみなし、効力を有するものとする。

附 則(平成23年10月1日告示第407号)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

出雲市消防団 装備の配備状況【消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示3）との比較】

No.	装 備		配備基準（国）	必須⇒○ 任意⇒×	本市の状況	備 考
	名 称	内 容			配 備 ⇒○ 未配備 ⇒× 一部配備⇒△	
1	制服	甲種衣又は乙種衣、下衣及び帽	全団員に支給又は貸与	○	△	方面隊長以上に貸与
2	夏服	夏上衣、夏下衣及び夏帽	全団員に支給又は貸与（※ただし不要な地域を認める。）	○	×	
3	活動服	活動上衣、活動ズボン及び略帽	全団員に支給又は貸与	○	○	
4	安全帽		全団員に支給又は貸与	○	○	
5	救助用半長靴		全団員に支給又は貸与	○	×	
6	防塵メガネ		全団員に相当する数を支給又は貸与	○	×	
7	防塵マスク		全団員に相当する数を支給又は貸与	○	×	
8	耐切削性手袋		全団員に相当する数を支給又は貸与	○	△	R3 から貸与を開始
9	救命胴衣		全団員に相当する数を支給又は貸与	○	△	各部4～5着
10	雨衣		全団員に支給又は貸与	○	×	
11	防火衣一式	防火衣、防火帽（※安全帽で代替可）、防火用長靴（※救助用半長靴で代替可）、防火手袋	消防団の隊員の数に相当する数に地域の実情に応じて必要な数を加えた数を配備 このほか、部長以上の階級にある消防団員の数に相当する数を配備（※支給又は貸与による）	○	○	R5で配備を完了予定
12	携帯用無線機		班長以上の階級にある団員の数に相当する数を配備	○	×	
13	トランシーバー		団員の階級にある消防団員及び団員の直近上位の階級にある消防団員の数に相当する数を配備	○	○	
14	車載用無線機等		消防団の全部の車両の数に相当する数を配備	○	×	
15	無線受令機		分団その他の基本的な活動単位の組織ごとに複数数を配備	○	×	
16	その他の情報関連機器	双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラなど	地域の実情に応じて配備	×	-	
17	火災鎮圧用器具	吸水器具、放水器具、破壊器具など	動力消防ポンプごとに必要と認められる数を配備	×	-	
18	救急救助用器具	担架、応急処置用セット、自動体外式除細動器、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウィンチなど	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	
19	避難誘導用器具	警戒用ロープ、拡声器など	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	
20	夜間活動用器具	投光器、発電機、燃料携行缶など	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	
21	啓発活動用器具	応急手当訓練用器具、訓練用消火器など	分団毎に必要と認められる数を配備	×	-	
22	後方支援用機材	エア・テント、非常用備蓄物資など	地域の実情に応じて配備	×	-	
23	追加装備①	可搬式散水装置、組立式水槽など	地域の実情に応じて配備	×	-	
24	追加装備②	資機材運搬用そり、除雪機など	地域の実情に応じて配備	×	-	
25	追加装備③	排水ポンプ、土のうなど	地域の実情に応じて配備	×	-	
26	追加装備④	ボート、浮環、フローティングロープなど	地域の実情に応じて配備	×	-	
27	追加装備⑤	ロープ、滑車、カラビナなど	地域の実情に応じて配備	×	-	

マイカー共済について

【消防団員のマイカー使用の現状】

消防団員が火災出場する際は、各消防コミセン等に配備してある消防車両（乗員2名～8名）に乗車して出場しますが、車両出場後に参集する多くの団員は、自家用車で現場到着しています。火災に限らず風水害などの災害出場においても同様であり、消防団の活動に際して多くの団員が自家用車等を使用しているのが現状です。

【現状の補償制度】

現在、本市において、消防団員が災害出場時に自家用車で事故を起こした場合や、損害を被った場合の補償制度はありません。有事の際は、個人で加入されている保険で対応していただいております。その上で、見舞金制度（消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程：上限10万円）を利用し見舞金を支給しています。

【国の共済事業】 公益財団法人全国市有物件災害共済会 一般財団法人全国自治協会

非常勤特別職の地方公務員の身分を有する消防団員が、急を要する消防団活動のために、やむを得ず自家用車等を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうことは有意義であり、ひいては消防団員の確保にも資すると考えられ、令和2年4月に総務省消防庁から消防団員向けの自動車損害共済事業を開始する通知が発出されました。また、この分担金に対しては特別交付税措置（0.5）を講ずることとされました。

しかし、この共済事業の場合、最安価な契約で、特別交付税措置分を差し引いても大きな財政負担となるものでした。

【民間損害保険会社の商品】

令和3年度に、一部の民間損害保険会社において、マイカー共済と同様に、消防団員の自家用車による出動時の損害を補償するマイカー保険商品が販売されることとなり、この商品の分担金・保険料に対しても、特別交付税措置（0.5）が講じられることとなりました。

【保険料額】 A社

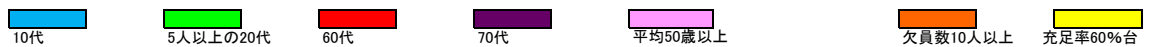
補償内容を、車両保険のみの保険金額300万円とし、年間予想出場延べ人員を700人と想定した場合の概算保険料は、年間805,000円となり、国の勤めるマイカー共済と比べ大幅に低額となり、さらに特別交付税措置（0.5）が講じられています。

分団別年齢構成及び定員充足率（令和4年4月1日現在）

【出雲市】（団本部定員62人＋分団定員1779人＝条例定員1841人）（団本部実員数44人＋分団実員数1610人＝実員数1654人）[全体充足率:89.84%]

No.	分団名	10代(人)	20代(人)	30代(人)	40代(人)	50代(人)	60代(人)	70代(人)	平均年齢	部数	各部定員数(人)				定員(人)	実員数(人)	欠員数(人)	分団別充足率
											1部	2部	3部	4部				
1	今市分団	0	0	4	12	5	2	0	46.7	2	12	12			27	23	△ 4	85.19%
2	大津分団	0	2	5	10	1	0	0	40.6	2	13	13			29	18	△ 11	62.07%
3	塩冶分団	0	1	10	20	5	0	0	41.7	3	11	11	11		36	36	0	100.00%
4	古志分団	0	1	6	10	3	0	0	40.7	2	13	13			29	20	△ 9	68.97%
5	四絡分団	0	4	7	10	5	0	0	40.7	2	12	12			27	26	△ 1	96.30%
6	高浜分団	0	2	8	11	3	0	0	41.3	2	12	12			27	24	△ 3	88.89%
7	川跡分団	0	0	11	15	2	1	0	42.3	2	15	15			32	29	△ 3	90.63%
8	蕎麦分団	0	1	14	9	0	0	0	38.1	2	16	10			29	24	△ 5	82.76%
9	上津分団	0	3	10	18	2	0	0	40.7	3	14	12	10		39	33	△ 6	84.62%
10	稗原分団	0	3	9	21	5	0	0	42.8	3	12	12	12		39	38	△ 1	97.44%
11	朝山分団	0	4	9	17	4	0	0	40.4	3	13	15	8		39	34	△ 5	87.18%
12	乙立分団	0	2	3	10	9	0	0	44.7	2	12	10			25	24	△ 1	96.00%
13	高松分団	0	2	9	13	5	4	0	44.1	2	15	15			33	33	0	100.00%
14	神門分団	0	1	7	19	1	0	0	40.3	2	18	11			32	28	△ 4	87.50%
15	神西分団	0	3	11	12	4	0	0	40.0	2	14	15			32	30	△ 2	93.75%
16	長浜分団	0	3	11	21	3	0	0	41.3	3	11	12	13		39	38	△ 1	97.44%
17	平田分団	0	2	10	10	0	1	0	39.4	2	12	12			27	23	△ 4	85.19%
18	久多美分団	0	7	22	9	0	0	0	35.8	3	12	12	12		39	38	△ 1	97.44%
19	佐香分団	0	1	11	13	2	0	0	40.7	3	10	10	10		33	27	△ 6	81.82%
20	灘分団	0	3	21	17	1	0	0	38.5	3	14	14	14		45	42	△ 3	93.33%
21	国富分団	0	2	16	20	2	0	0	40.0	3	12	13	13		41	40	△ 1	97.56%
22	西田分団	1	7	17	5	0	0	0	33.3	3	10	10	10		33	30	△ 3	90.91%
23	鰐淵分団	0	2	12	10	6	0	0	41.2	3	10	10	10		33	30	△ 3	90.91%
24	北浜分団	0	5	17	16	1	0	0	38.5	4	12	12	12	12	51	39	△ 12	76.47%
25	檜山分団	0	2	14	17	0	0	0	38.9	3	10	10	10		33	33	0	100.00%
26	東分団	0	7	17	18	0	0	0	36.2	3	15	15	15		48	42	△ 6	87.50%
27	伊野分団	0	1	15	19	3	0	0	40.6	3	12	12	12		39	38	△ 1	97.44%
28	西須佐分団	0	3	18	16	5	0	0	41.1	3	15	15	15		48	42	△ 6	87.50%
29	東須佐分団	0	4	8	20	5	0	0	42.2	3	12	12	12		39	37	△ 2	94.87%
30	八幡東分団	0	3	13	18	4	1	0	42.1	3	12	12	12		39	39	0	100.00%
31	窪田分団	0	1	15	12	5	0	0	41.0	3	12	12	12		39	33	△ 6	84.62%
32	久村分団	0	0	7	9	5	0	0	43.5	2	12	12			27	21	△ 6	77.78%
33	小田多岐分団	0	3	7	7	7	2	0	42.8	3	12	12	12		39	26	△ 13	66.67%
34	田儀分団	0	1	7	21	6	2	0	44.5	3	15	15	15		48	37	△ 11	77.08%
35	湖陵西分団	0	3	10	30	4	1	0	42.3	3	15	15	15		48	48	0	100.00%
36	湖陵南分団	0	4	18	22	3	1	0	39.5	3	15	15	15		48	48	0	100.00%
37	杵築分団	0	2	9	24	13	0	0	50.0	4	12	12	12	12	51	48	△ 3	94.12%
38	日御碕分団	0	3	7	18	7	0	0	42.9	3	12	12	12		39	35	△ 4	89.74%
39	鷺鷥分団	0	0	3	6	11	6	7	56.4	2	15	15			33	33	0	100.00%
40	荒木分団	0	1	13	22	9	2	0	44.5	3	15	15	15		48	47	△ 1	97.92%
41	遙堤分団	0	2	10	25	7	0	0	42.9	3	15	15	15		48	44	△ 4	91.67%
42	荘原北分団	0	3	9	4	3	0	0	38.3	2	12	12			27	19	△ 8	70.37%
43	荘原南分団	0	1	11	12	2	0	0	39.8	2	12	12			27	26	△ 1	96.30%
44	出東分団	0	2	19	24	2	0	0	39.8	4	12	12	12	12	51	47	△ 4	92.16%
45	出西阿宮分団	0	2	22	25	1	0	0	39.7	4	12	12	12	12	51	50	△ 1	98.04%
46	伊波野分団	0	8	13	13	4	1	0	40.5	3	12	12	12		39	39	0	100.00%
47	直江分団	0	1	10	11	4	1	0	41.1	2	12	12			27	27	0	100.00%
48	久木分団	0	2	4	14	3	1	0	42.9	2	12	12			27	24	△ 3	88.89%
計		1	120	539	735	182	26	7	全平均 41.2	130					1779	1610	△ 169	90.50%
割合		0.06%	7.45%	33.48%	45.65%	11.30%	1.61%	0.43%										

※最低年齢:19歳、最高年齢:75歳、平均年齢:41.2歳（団本部含まず）



分団別人口実態

R3.10 警防課作成

○令和3年出雲市9月末人口から調査したもの

※ 5%↑黄 10%↑赤 15%↑紫

	分団	部数	①		②	③	③/②×100	①/③×100		自治会加入率
			定数	実数				地区人口(人)	就労人口 (18歳~59歳:人)	
1	今市	2	27	23	6,453	3,019	46.8%	0.9%	59.8%	
2	大津	2	29	20	9,993	4,888	48.9%	0.6%	53.8%	
3	塩冶	3	36	36	15,789	8,668	54.9%	0.4%	37.1%	
4	古志	2	29	21	1,988	850	42.8%	3.4%	62.4%	
5	四絡	2	27	27	12,495	7,038	56.3%	0.4%	31.6%	
6	高浜	2	27	25	3,830	1,793	46.8%	1.5%	64.5%	
7	川跡	2	32	30	10,236	5,470	53.4%	0.6%	46.3%	
8	鳶巣	2	29	26	1,594	716	44.9%	4.1%	71.7%	
9	上津	3	39	35	1,123	456	40.6%	8.6%	84.6%	
10	稗原	3	39	38	1,619	598	36.9%	6.5%	86.2%	
11	朝山	3	39	35	1,673	659	39.4%	5.9%	84.6%	
12	乙立	2	25	24	552	194	35.1%	12.9%	87.9%	
13	高松	2	33	31	10,678	5,447	51.0%	0.6%	46.4%	
14	神門	2	32	31	8,163	4,008	49.1%	0.8%	47.8%	
15	神西	2	32	32	3,648	1,729	47.4%	1.9%	64.7%	
16	長浜	3	39	39	5,042	2,242	44.5%	1.7%	64.5%	
17	平田	2	27	24	6,627	2,938	44.3%	0.9%	68.5%	
18	久多美	3	39	38	2,095	863	41.2%	4.5%	79.1%	
19	佐香	3	33	27	1,242	463	37.3%	7.1%	88.6%	
20	灘分	3	45	43	3,296	1,486	45.1%	3.0%	73.7%	
21	国富	3	41	41	2,868	1,329	46.3%	3.1%	73.8%	
22	西田	3	33	31	1,545	640	41.4%	5.2%	78.0%	
23	鱒淵	3	33	30	582	195	33.5%	16.9%	92.4%	
24	北浜	4	51	40	1,010	376	37.2%	13.6%	91.6%	
25	檜山	3	33	33	1,315	554	42.1%	6.0%	89.2%	
26	東	3	48	47	2,400	986	41.1%	4.9%	85.7%	
27	伊野	3	39	38	1,231	529	43.0%	7.4%	80.8%	
28	西須佐	3	48	43	1,707	588	34.4%	14.8%	86.4%	
29	東須佐	3	39	38						
30	八幡東	3	39	38	1,300	417	32.1%	18.7%	90.8%	
31	窪田	3	39	34						
32	久村	2	27	23	3,284	1,225	37.3%	9.3%	85.5%	
33	小田多岐	3	39	31						
34	田儀	3	48	41						
35	湖陵西	3	48	48	5,123	2,138	41.7%	4.5%	79.5%	
36	湖陵南	3	48	48						
37	杵築	4	51	49	5,121	1,971	38.5%	2.6%	81.5%	
38	日御碕	3	39	36	598	217	36.3%	18.0%	87.6%	
39	鵜鷺	2	33	33	181	41	22.7%	80.5%	90.3%	
40	荒木	3	48	47	6,017	2,619	43.5%	1.8%	75.6%	
41	遙堤	3	48	44	2,277	937	41.2%	5.1%	78.3%	
42	荘原北	2	27	23	7,434	3,564	47.9%	1.5%	66.0%	
43	荘原南	2	27	26						
44	出東	4	51	49	3,929	1,719	43.8%	3.0%	74.0%	
45	出西	4	51	51	5,012	2,497	49.8%	全体 1.9%	64.0%	
	阿宮				423	132	31.2%	(阿宮 9.0%)	89.0%	
46	伊波野	3	39	38	6,828	3,910	57.3%	1.0%	39.8%	
47	直江	2	27	27	3,979	2,183	54.9%	1.2%	45.8%	
48	久木	2	27	23	2,469	1,139	46.1%	2.4%	68.1%	

130 1779 1655 計 174,769 計 83,431 市全体 47.7% 市全体 2.1% 平均 71.8%

地区(分団)別 人口推移 および 人口推計

分団	地区 コミセン	地区人口 (人) ※ 1,500人 ↓ 1,000人 ↓ 500人 ↓									
		出雲市人口調査をもとにした人口推移 ←				島根県地域振興部「しまねの郷づくり応援サイト」の人口推計 →					
		H18	H23	H28	R3	R8	R13	R18	R23	R28	R33
1	今市	6,823	6,883	6,553	6,453	6,406	6,274	6,079	5,853	5,626	5,413
2	大津	9,473	9,528	9,614	9,993	10,216	10,477	10,741	11,040	11,427	11,896
3	塩冶	14,835	14,770	15,549	15,789	15,865	15,920	15,861	15,655	15,385	15,082
4	古志	2,238	2,152	2,036	1,988	1,976	1,940	1,881	1,798	1,721	1,646
5	四絡	10,361	11,092	11,779	12,495	13,321	14,244	15,185	16,097	16,946	17,746
6	高浜	3,519	3,666	3,815	3,830	3,783	3,760	3,733	3,690	3,654	3,627
7	川跡	8,390	9,195	9,859	10,236	10,447	10,737	11,066	11,304	11,530	11,736
8	鳶巢	1,612	1,559	1,562	1,594	1,666	1,763	1,902	2,053	2,228	2,431
9	上津	1,541	1,450	1,290	1,123	1,012	892	766	646	541	448
10	稗原	2,096	1,982	1,824	1,619	1,471	1,316	1,162	1,000	845	710
11	朝山	2,129	1,982	1,838	1,673	1,532	1,390	1,253	1,107	973	854
12	乙立	812	725	624	552	502	442	384	321	265	221
13	高松	9,687	9,956	10,257	10,678	11,049	11,429	11,798	12,145	12,527	12,988
14	神門	7,040	7,239	7,560	8,163	8,856	9,646	10,445	11,267	12,217	13,333
15	神西	3,867	3,773	3,712	3,648	3,554	3,454	3,333	3,192	3,047	2,905
16	長浜	5,150	5,020	5,107	5,042	5,037	4,968	4,890	4,803	4,737	4,691
17	平田	7,401	7,190	6,908	6,627	6,325	5,967	5,589	5,193	4,818	4,461
18	久多美	2,576	2,409	2,194	2,095	1,972	1,833	1,683	1,534	1,404	1,287
19	佐香	1,898	1,643	1,447	1,242	1,080	915	757	611	487	383
20	灘分	3,783	3,679	3,531	3,296	3,140	2,940	2,723	2,482	2,252	2,030
21	国富	2,993	2,957	3,010	2,868	2,759	2,602	2,436	2,252	2,068	1,883
22	西田	1,915	1,823	1,722	1,545	1,395	1,251	1,115	976	853	736
23	鰐淵	805	750	656	582	510	427	359	289	231	184
24	北浜	1,432	1,306	1,141	1,010	881	758	637	521	420	338
25	檜山	1,567	1,465	1,408	1,315	1,231	1,143	1,043	932	834	746
26	東	2,882	2,732	2,602	2,400	2,237	2,038	1,833	1,620	1,424	1,246
27	伊野	1,544	1,427	1,346	1,231	1,111	989	865	739	628	528
28	西須佐	2,534	2,280	2,002	1,707	1,488	1,260	1,050	853	680	542
29	東須佐										
30	八幡東	1,837	1,693	1,519	1,300	1,140	973	824	679	550	441
31	窪田										
32	久村	4,092	3,834	3,623	3,284	2,982	2,666	2,350	2,026	1,730	1,474
33	小田多岐										
34	田儀										
35	湖陵西										
36	湖陵南	5,750	5,543	5,374	5,123	4,826	4,496	4,145	3,771	3,424	3,112
37	杵築										
38	日御碕	6,324	5,896	5,574	5,121	4,710	4,257	3,794	3,343	2,964	2,633
39	鵜鷺	938	808	704	598	499	410	330	261	204	159
40	荒木	283	253	233	181	155	127	101	78	62	48
41	遙堪	6,093	6,076	6,022	6,017	5,970	5,862	5,751	5,637	5,546	5,470
42	荘原北	合併前	7,358	7,214	7,434	7,666	7,885	8,032	8,141	8,313	8,553
43	荘原南										
44	出東										
45	出西阿宮										
45	阿宮										
46	伊波野										
47	直江										
48	久木										
48	久木	2,396	2,426	2,361	2,277	2,167	2,051	1,935	1,814	1,702	1,600
46	伊波野	5,878	6,296	6,828	7,332	7,960	8,598	9,169	9,692	10,185	
47	直江	3,425	3,555	3,979	4,479	5,067	5,721	6,431	7,197	8,011	
48	久木	2,496	2,463	2,469	2,470	2,448	2,414	2,364	2,328	2,309	

参考資料

平成 23～28 年度 出雲市消防団組織再編計画の概要

出雲市消防団組織再編計画

○分団部組織の見直し

(1) 分団の部数について

- ・ 現行 41 分団 128 部体制を 41 分団 111 部体制に統廃合し、組織の再編を行う。(17 部削減)
- ・ 1 分団 2 部制を原則とし、地域特性を考慮して 3 部制を設ける。さらに特段の考慮が必要な地域は 4 部制を例外的に設ける。

(2) 団員数について

- ・ 現行 1,738 人の団員数を 1,589 人以下とする。(149 名以上減員)
- ・ 1 部当たりの団員数は 12 名体制(部長 1、班長 1、団員 10)を原則とし、地域特性を考慮して 15 名体制(部長 1、班長 1、団員 13)を設ける。

(3) 階級について

- ・ 分団本部の組織体制を分団長 1 名、副分団長 1 名、伝令班長 1 名に統一する。

○分団の部数及び団員数の考え方

(1) 原則として

1 分団の部数は 2 部とし、団員数は 1 部当たり 12 名とする。

(2) 地域特性要件(*)に 1 つ該当する場合は、次のいずれかとする。

- ア) 1 分団の部数は 3 部とし、団員数は 1 部当たり 12 名とする。
- イ) 1 分団の部数は 2 部とし、団員数は 1 部当たり 15 名とする。

(3) 地域特性要件(*)に 2 つ以上該当する場合は、

1 分団の部数は 3 部とし、団員数は 1 部当たり 15 名とする。

(4) 特に考慮が必要と認められる場合は、

1 分団の部数は 4 部とし、団員数は 1 部当たり 12 名とする。

(*) 地域特性要件

- ①区域面積大 ②消防拠点遠隔地 ③区域世帯多数 ④斐伊川神戸川水系 ⑤観光地
- ⑥海岸・湖 ⑦急傾斜地 ⑧出雲大社 ⑨主要道路状況が悪くう回路がない
- ⑩海岸部が広い



女性消防団員活躍のための ガイドライン



1 女性団員の役割と配慮

これまで出雲市消防団における女性消防団員の役割は、日常における火災予防広報活動、応急手当の普及活動、各種訓練・研修への参加、各種行事への参加等を行うこととしておりました。

しかし、近年、全国で頻発する大規模災害への対応、団員のなりて不足、女性活躍推進などから災害現場においても女性団員の活躍が求められるようになりました。出雲市消防団では、令和2年に「出雲市女性消防団員活動業務要綱」(令和2年4月1日施行)を策定し、これまでの広報活動に加え、女性団員も男性団員と変わりなく、男性と同じ任務を遂行できるように見直しを図りました。

女性団員は、多くの男性の中での活動になります。性的な言動に起因する問題(セクシャル・ハラスメント)や女性差別などを防止するための配慮として、所属する分団、部において他団員への教育指導を実施することとします。

また、災害時の活動については、女子労働基準規則により就業制限があることから、災害現場活動においては、次の点に留意することとします。

女性団員の災害時の活動は、本人の意向を必ず確認します。

できない場合は、軽量の資器材搬送、指揮支援活動、広報活動、交通誘導、避難者の介護など後方支援を行います。

(1) 有毒ガス

消火活動においては、火元建物外部からの注水とする。

放水ノズルの保持は、必ず2名以上で保持する。

(2) 重量物搬送

30 キログラム以上の重量物を取り扱う場合は必ず複数の人員で行います。

2 日常の活動

(1) 管轄区域における防災関係情報の収集

日常生活を通じて、災害活動上有効と思われる情報を収集します。

例として、各家庭の家族構成、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、空き家、空地、枯れ草、危険物品の有無、放置車両、その他災害活動上有効と思われる情報をいいます。

これらの情報は、災害発生時に現場指揮本部に対し情報提供していただきます。

なお、これらの情報は、地方公務員法上の職務上知り得た秘密に該当する場合がありますので、むやみに関係者以外の者に漏らしてはいけません。このことは、職を退いた後も同様です。

(2) 防災知識・技術、応急救護技術の習得

自分自身の災害対応力を身につけると共に、地域の皆さんに対する防災指導を実施するために、

消防署や消防団の研修会には積極的に参加し、多くの知識や技術を習得します。心肺蘇生法を習得するため、普通救命講習は必ず受講します。

(3) 災害対応知識・技術の習得、消防ポンプ操法

火災想定訓練、水防訓練などの災害対応訓練には男性団員と同様に参加します。訓練内容については、女性団員の意向を確認し、可能な訓練をおこないます。

消防ポンプ操法については選手としては参加しません。消防ポンプ操法訓練の後方支援については、家庭、お勤めの状況が許せばご協力をお願いします。

(4) 地域防災訓練、防災教育の指導

地域で実施される防災訓練等においては、地域の防災リーダーとして地域防災拠点の支援・出火防止・応急救護等の普及啓発活動を実施します。

(5) 防災訪問・地域高齢者等からの防災相談対応

日頃から、地域の高齢者等に関する情報を収集し、高齢者自身や家族が不安に感じている防火・防災に関する相談等を受けます。消防団員として知り得た個人情報、他に口外しないよう十分に注意しなければいけません。

(6) その他

女性消防団員で、いろいろなアイデアを出し合い、地域の実情に即した防災普及活動を展開していきます。

3 平素の心得

女性消防団員が、その任務を遂行するために必要な平素の心得としては、防災知識・技術の習得等をはじめ、次のようなことに心がけます。

(1) 正しい情報の活用と提供をするために

平素から居住地付近の地域に関する情報を把握しておき、災害活動に活かします。

(2) 地域防災のリーダーになるために

消防団員は地域防災のリーダーです。災害発生時や防災訓練時には住民を指導する立場にあります。このため、防災教育や訓練を積極的に受けて、地域防災リーダーとしての指導力を身につけることが大切です。

(3) 消防団活動を円滑にするために

消防団に配備されている資機材は、いつでも使用できるように整備しておくと共に、取り扱い方法を習熟しておきます。

(4) 消防団の組織力を発揮するために

消防団活動を効果的に行うために各種活動計画がありますので、災害現場では、自分勝手な行動は禁物です。活動内容をよく理解しておくことが必要です。

(5) 安心して消防活動をするために

消防活動に参加するために家族の理解と協力が不可欠です。日頃から、家族の協力体制づくりをしておきましょう。

4 災害現場活動

災害現場における活動の具体的な実施要領については、「出雲市消防団安全管理マニュアル」「出雲市消防団震災対応マニュアル」の中に、消防団員が担当する情報収集・広報活動・応急救護活動等について記述されているので、これらを参照の上、次の事項についても併せて習得しておくことが大切です。

(1) 災害情報の収集・伝達・広報

災害現場には、消防隊による現場指揮本部が設置され、情報を一括収集しています。平素の消防団活動を通して、災害現場等の状況について把握していることがらがあれば、消防隊に早く正しい情報を提供することが必要です。

(例) ・火災で逃げ遅れた人がいる。

・寝たきり老人がいる。

・燃えやすいものがある。

また、災害現場における団員間の情報伝達や会話は、周辺住民の心情を考慮して誤解を与えないように、心配りをします。

広報内容については、指揮本部の指示に従います。

(2) 住民に対する避難・誘導

指揮本部の指示により、付近住民に対し避難を呼びかけます。避難誘導に際しては、メガホン・携帯マイク・車両積載マイク等を活用し、パニック防止に配慮すると共に、火点から遠ざかる避難方向や煙の薄い方向へ誘導します。

(3) 被災者への応急救護活動

指揮本部の指示により、女性消防団員に配付されている応急手当用品等を活用し、被災者に対し、応急処置・搬送等の救護活動を実施します。

この時、傷病者の嘔吐物や血液に直接触れないように、感染防止に十分注意します。

※ 女性消防団員配付応急手当用品(案)

(4) 警戒区域の設定及び一般市民等の整理

消防隊等が災害現場活動を行うのに必要な範囲を消防警戒区域としてロープ等を張って明示し、一般人の出入を規制します。付近住民に対し警戒区域の中に立ち入らないように広報活動を実施します。(広報文例参考)

(5) 積載車の機関員

緊急走行することに必要な教育を受け、ポンプ操作の習熟訓練を受けた者については、積載車の緊急走行及びポンプ操作が行えるものとします。

(6) 消火活動

女性労働基準規則による就業制限から、次の留意事項を考慮し対応します。

ア 有毒ガス、蒸気又は粉塵を発生する場所における業務

常時有毒物のガス等が発生している場所が制限の対象となり、発生するおそれのある場所までを含むものではないことに留意します。

また、屋外からの消火活動のみに従事した場合、有毒物のガス等を吸引する可能性のすべてを否定できないが、これが人体に直接の影響を及ぼすものとは考えにくく、近年の建物火災件数に鑑み、こうしたガス等が蓄積することによる人体への影響についても、危惧するには及ばないと

考えます。

イ 重量物搬送を伴う業務

重量物を取り扱うとは、持ち上げることであり、押すことや引くことは含まれない。また、重量物とは荷物を意味しており、人体は含まれない。重量 30 キログラムを超えるものは、他の団員と共同で取り扱い許容の範囲となるよう留意します。

(7) その他指揮本部からの特命事項

指揮本部から女性団員に対し、特命事項等が指示された場合は従います。

5 大規模災害時

基本的には、「出雲市消防団震災対応マニュアル」を参考に、分団長、部長、班長の指示に従います。活動としては、以下のようなものが考えられます。

(1) 管轄地域内の防災組織・地域防災拠点への支援活動

大規模災害が発生し、管轄地域内に防災組織が結成され活動している場合には、積極的にその活動を支援します。

また、その支援活動にある程度終息の見通しが立った場合は、地域防災拠点や避難所内での支援活動に移行するものとします。

(2) 災害状況の情報収集と伝達

管轄区域内で発生した被害状況等を収集し、公設消防隊・救急隊、所属する分団に情報を伝達するものとします。

6 施設・装備の改善

女性消防団員の活躍の場を広げるために、コミュニティー消防センター等の洋式トイレなどの施設整備を計画的に進めていきます。また、女性消防団員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めたいと考えています。

